

予算及び自治基本条例特別委員会会議録（２）（25. 3 定）			
日 時	平成25年 9月12日（木）	開 議	午後 1時00分
		散 会	午後 5時44分
場 所	第2委員会室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	中島委員長、斎藤（博）副委員長、千葉・吹田・高橋・鈴木・ 上野・新谷・前田各委員		
説 明 員	市長、副市長、教育長、水道局長、総務・財政・産業港湾・ 生活環境・医療保険・福祉・建設・教育・病院局経営管理各部長、 総務部・産業港湾部・教育部・保健所各参事、保健所長、 会計管理者、消防長、選挙管理委員会事務局長、 監査委員事務局長、農業委員会事務局長 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。			
委員長			
署名員			
署名員			
		書 記	
		記録担当	

～会議の概要～

○委員長

開会に先立ち、一言御挨拶を申し上げます。

昨日の選挙におきまして、委員各位の御支持をいただき、委員長に就任させていただきました中島です。力不足ではありますが、副委員長ともども公正にして円滑な委員会運営のために、力を尽くしてまいります。委員各位の御協力をはじめ、市長、理事者の皆様の御協力もお願いいたします。よろしくお願いいたします。

なお、副委員長には斎藤博行委員が選出されていますことを御報告いたします。

それでは、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、吹田委員、上野委員を御指名いたします。

昨日開催されました理事会におきまして、別紙お手元に配付のとおり審査日程が決定いたしましたことを御報告いたします。

付託案件を一括議題といたします。

これより、質疑に入ります。

なお、本日の質問順序は、共産党、自民党、公明党、民主党・市民連合、一新小樽の順といたします。

共産党。

○新谷委員

◎ I R 構想について

最初に I R 構想について伺います。

国会では共産党を除いたほかの党が I R 推進法を進めているということで、北海道が昨年11月に「カジノを含む統合型観光リゾート（I R）による経済・社会影響調査」を行い、その報告書を出しておりますので、それを主に尋ねたいと思っております。

まず、小樽市がこの I R に手を挙げた最大の理由は何ですか。

○（産業港湾）観光振興室川嶋主幹

I R の誘致に向けて小樽市が手を挙げた最大の理由ということでもありますけれども、本会議の代表質問でも市長から答弁させていただいておりますが、まずもって地域経済への効果が期待できるということになっております。

○新谷委員

地域経済効果ということで、カジノによって当然税収を当てにしていると思いますけれども、どれぐらいの税収を見込んでいるのか、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○（産業港湾）観光振興室川嶋主幹

税収をどれぐらい見込んでいるかということですが、現在示されている I R 推進法では、カジノ設置者から納付金を徴収することができる。それと同じく、入場者から入場料を徴収することができる。これは国及び地方公共団体ということ、ここまでの規定でございますので、どのくらいというのは、まだ想定ができない状況になっております。

○新谷委員

まだ決まっていないのでわからないというのは、そうだと思いますが、今、二通りのことでお金が入ってくる方法があるということをお聞きしました。

それから、I R 推進法案の主なポイントが載っているのですが、カジノ施設とは「カジノ管理委員会の認可を受けた民間事業者により特定複合観光施設区域において設置及び運営されるもの」とありますけれども、この管理委員会というのは、どこが担うことになるのですか。

○（産業港湾）観光振興室川嶋主幹

現在示されている I R 推進法案の中では、カジノ管理委員会は内閣府に外局として置かれ、カジノ施設関係者に対する規制を行うというふうに示されております。

○新谷委員

I R 構想に対する市長の認識は、代表質問の答弁にあったとおり、ホテル、レストラン、会議・展示施設、劇場などが一体となった複合観光集客施設であるということでした。北海道は、世界のカジノを行っている都市を訪れて、I R 施設の調査・分析を行っております。その中で都市機能、それから観光資源による分類を行っておりますけれども、小樽はどの分類に入るのか。また、類似都市があるのか、その辺はどうお考えでしょうか。

○（産業港湾）観光振興室川嶋主幹

北海道が調査した調査票の中で、縦軸に都市機能の充実度を取り、横軸に観光資源の充実度という表がありまして、その中で示されているものとして、都市機能も充実している、観光資源も充実しているというところでは、シンガポール、ソウル、シドニーが示されております。

また、観光資源は充実しているが、都市機能が半分以下だというのは、ドイツのバーデンバーデン、同じく四つに分類されているうちの都市機能は充実しているが、観光資源がそれほど充実していないというところには、韓国の仁川（インチョン）、都市機能及び観光資源両方ともあまり充実していないという欄には、ラスベガス、マカオ、韓国の江原（カンウォン）が示されております。

ここの中で小樽がどこに分類されるのかということでもありますけれども、少なくとも観光資源の充実というところであれば、小樽のみならず道央圏であれば充実しているほうに入るのかと思います。都市機能に関しては、この分類もなかなか詳細になっていませんで、充実となるとシンガポール、ソウル、シドニー、大都市ばかりですので、ここの都市と比べて都市機能が同等かというところは、なかなか私どもで、今は判断がつかみませんので、少なくとも観光資源の充実というところでは上位というか、半分より上に位置づけられるのかと考えております。ですから、ここで示されている都市での類似ということで、都市機能がこの大都市ほどではないということになれば、この四つに分けるとすれば、ドイツのバーデンバーデンが示されている位置に入るのかというふうに考えております。

○新谷委員

小樽市では具体的にどの辺にするとか、あるいは複合観光施設の考え方として、先ほどホテル、レストラン、会議・展示施設、劇場などが一体となったものであるということでしたけれども、もっと広く I R 誘致については考えているのか、その辺はどうでしょうか。

○（産業港湾）観光振興室川嶋主幹

カジノを含む複合観光施設ということでもありますけれども、小樽国際観光リゾート推進協議会が作成しました小樽の I R 構想という中では、小樽市並びに後志圏、それと隣接する札幌市、こういった広域での考え方が示されているところであります。

○新谷委員

それで、小樽国際観光リゾート推進協議会と一体で進めたいという意向でしたけれども、小樽市はどうかかわり、何をするのでしょうか。

○（産業港湾）観光振興室川嶋主幹

まずは、10月24日に小樽で開催されるサミット、この後に秋の国会に推進法案が提出される予定ということですので、その法案が出て中身がある程度見えてきます。その中での審議過程等を見ながら、まずはこの協議会と一緒に法案の説明を含めた説明会を開催していきたいと考えております。並びにいろいろな情報をつかみ次第、広く周知できるように、例えばホームページなりでお知らせするようなことも考えております。

○新谷委員

その説明会について、もう少し詳しく説明ください。どのようにするのか、1 回きりなのか、それとも地域ごとにやるのか、その辺のことはどういうふうに考えていますか。

○（産業港湾）観光振興室川嶋主幹

具体的に何回ということは想定しておりませんが、少なくともまずは法案が出て形が見えた時点でということと考えております。その後は、随時何回か状況を見てやっていかなければならないのかというふうに思っております。

○新谷委員

I R 構想ですから、その構想策定の費用などを小樽市が持たなくていいのか、全部それを民間で進めるのか、その辺はいかがですか。

○（産業港湾）観光振興室川嶋主幹

構想策定の費用の件でありますけれども、この秋に I R 推進法案が提出されます。その中では、その後に可決されて、2 年後に実施法案をつくるという中で、その後に手を挙げている各自治体がそれぞれの地域の構想策定ということになっております。

現在は、この地域は地方公共団体ということになっておりますけれども、地方公共団体としか示されていないものですから、都道府県になるのか、市町村単位になってくるのかが、まだ見えていない状態であります。いずれにいたしても、都道府県と市町村の割合になるのか、全部市町村になるのかということでありまして、幾らかは、構想策定にかかる費用があるものというふうに考えております。

○新谷委員

北海道になるのか、それともほかの自治体になるのかわからないということですが、いずれにしても小樽市が手を挙げて推進するというのですから、これは当然、その構想の策定費用は持たなければならぬと、それが幾らかはわかりませんが、それは明確に言えることですね。いかがですか。

○（産業港湾）観光振興室川嶋主幹

繰り返しになりますけれども、その地方公共団体というのが、都道府県になるのか、市町村になるのかということでありまして、想定としては、北海道の中で小樽市ということになれば、市でも幾分か負担はあるものだろうと、現時点では考えております。

○産業港湾部長

今のお話ですが、地方公共団体と書いていますから、市町村が都道府県のいずれかになろうかと思いますが、できた構想を基に国に対して地域指定といいますか、区域の指定の申請をすることになっています。ですから、その段階になり、小樽市が申請しなければならないという法律のつくりになれば、その構想に対しては、やはり小樽市で持たざるを得ないと、そういうことになろうかと思います。

○新谷委員

それでは、北海道の調査を基にお聞きます。

海外で行われているカジノの顧客は、V I P と一般顧客のどちらが多いのか。

また、V I P と一般顧客のカジノに対する消費と地域経済への波及効果はどちらが多いのか、その辺はどのように分析されていますか。

○（産業港湾）観光振興室川嶋主幹

今、最初にありましたカジノの顧客の V I P と一般顧客ということでありまして、北海道の調査で、確実にどちらかということではないですが、一般的に考えて、V I P よりも一般顧客のほうが全体を通せば多いかと思っております。

次に、VIP と一般顧客の消費の効果ですが、カジノ単体ではVIP の消費金額が高いものですから、カジノ単体ではVIP の効果があると思います。ただ、地域経済への波及効果ということであれば、一般顧客と言われる、特にカジノだけを目当てにしている方ではない方の消費の波及効果が地域経済には高いというふうに道の調査ではなっております。

○新谷委員

地域経済への経済波及効果は一般顧客のほうが多いということで分析しておりますね。

それで、既にカジノを行っているマカオ、シンガポール、韓国におけるカジノ顧客は、外国人あるいは自国民か。また、年間カジノをしている自国民はどれぐらいいるのか、その辺はおわかりでしょうか。

○（産業港湾）観光振興室川嶋主幹

現在行われているカジノでは、ほとんどが外国人及び自国民が入場できるといいますか、一部には規制のあるカジノもありますけれども、ほとんどは外国人も自国民も、一部制約がありますけれども、入れるところが多いというふうになっております。

年間カジノをしている自国民ということですが、ここの数字は、どこの国で何人というところは、ちょっとわかりませんので、御理解いただきたいと思います。

○新谷委員

先ほどの地域経済への波及効果にもかかわるのですけれども、一般顧客のほうがそういう効果が大きいということですが、その場合はさまざまな配慮が必要となると述べておりますけれども、これはどういう中身でしょうか。

○（産業港湾）観光振興室川嶋主幹

今お尋ねのありました一般顧客の場合、地域経済への波及効果は大きいと。ただしということで、さまざまな配慮が必要ということに報告書ではなっております。その場合の配慮というのは、その他の観光地と「観光地としての魅力度」をもって直接競争を行う必要が出てくる顧客層でもあり、そのため複合観光施設の魅力はもちろん、周辺観光資源や都市基盤など、さまざまな配慮が必要となるというふうに書かれておまして、一般顧客をターゲットにする場合には、カジノ単体だけでは苦しいですと。周辺にいろいろな観光的な魅力のある施設、資源、こういうのがないと難しいですよということで、さまざまな配慮が必要というふうに報告書では記載されております。

○新谷委員

今聞いたようなさまざまな配慮が必要となると、今、釧路市も阿寒湖などを含めた広い地域で手を挙げているわけですが、そこでの競争など、いろいろなところと競合になるかもしれません。それを誘致するとなると、小樽市として、整備をしたりするのに何らかの補助が必要になってくるのではないですか。いかがですか。

○（産業港湾）観光振興室川嶋主幹

現在示されているIRの推進法案では、民設民営という形になっております。ですから、現在わかっている中では、そういった市の負担ということは想定しておりません。

○新谷委員

たしかほかの方の質問には、IRの推進法が大きく変わるようなときは考えるということでしたけれども、そうしましたら、小樽市としては、構想費はかかるけれども、それ以外に施設の補助や整備の補助ということは一切しないということでもいいのですか。

○（産業港湾）観光振興室川嶋主幹

構想費以外は一切しないのかという御質問でありますけれども、今はそういったものが見えていない段階なので、一切そういった基盤整備等に補助をしないということでは現在のところ考えておりません。

○新谷委員

ということは、何らかの補助は必要だということですね。

○（産業港湾）観光振興室長

今、主幹から答弁いたしましたのは、カジノに対しての補助というよりも、それを含む観光資源、観光施設として整備する場合に市も何らかの支出をする可能性はあるということで考えておりまして、カジノにつきましては、委員もお持ちの資料の最初に、I R が公的財源を必要としない観光振興策の一手段ということで書いておりますので、そのように承知して進めていきたいというふうに考えております。

○新谷委員

ですけれども、一般顧客に来てもらうためには、そういう整備をしていかなければ競争にならないということだと思います。

代表質問では、小樽を訪れる方々は、今、円安で東南アジアを中心とした海外からの観光客が好調ということを知りましたが、東南アジアの人たちは円安になって、富裕層だけではなく、一般の人たちも小樽に来て宿泊していると考えられるのですけれどもいかがですか。

○（産業港湾）観光振興室川嶋主幹

今お尋ねのありました円安になって東南アジア、東アジアから富裕層だけではなく一般の方もということですが、私どもは、富裕層なのか、一般の方なのかという統計はとっておりませんので、なかなか申し上げづらいのですけれども、ただし今、アジア、東南アジアから日本に来る観光客は、基本的に富裕層の方が多いと。流れとして、それが各国の所得が上がっていく中で富裕層から徐々に一般の方というか、そういう流れにあるということは承知しております。

○新谷委員

今は円安だから観光客が多いかもしれませんが、これは経済状況によって円高になったり、あるいは政治情勢で、東南アジアを含め、外国人の観光入込客数がどうなるかというのはわからないものです。そういうふうになりますと、国内の顧客を相手にするというか、そういうふうになっていくのではないかと、既にカジノを行っているほかの国では自国民も認めているわけですから、当然そういうふうになって、国内の顧客相手になるというふうと考えられるのではないのでしょうか。

○（産業港湾）観光振興室川嶋主幹

今お尋ねのありました外国からの観光客が為替相場によって来なくなるのではないのかということでもありますけれども、一つの要因として為替相場があるとは思いますが、今、観光庁でもビジット・ジャパンということで、いろいろな施策によって多くの外国人を誘客する施策を行っております。ですから、いろいろな事情によって、多少は増えたり減ったりということがありますが、日本に来る方々、特に東アジア、東南アジアの方々が今後大きくマイナスになるということは、現状ではあまり考えられないことかというふうに思っております。

○新谷委員

どちらにしても、そういう東南アジアの方々が大きな対象になっていくということです。

それで、北海道の調査報告では、I R の導入は経済効果などのプラス効果もあるけれども、さまざまなマイナスの効果をも内包するものであると述べています。駐車場不足、交通渋滞、周辺地域の公共交通の混雑など。それから、場所はどこになるのかわかりませんが、ウイングベイ小樽へ行く道路でも、朝里川温泉へ行く道路でも観光シーズンになると交通渋滞で車が進まないということがしょっちゅうあるので、この一つをとっても市民の迷惑になることです。ですから、こういうことで基盤整備となると、こういうところにもまたお金をかけて道路整備とかをしなければならないというふうになるのですか。

○（産業港湾）観光振興室川嶋主幹

今の例は例えばの話だとは思いますが、そういった交通渋滞を招くといいますか、交通の関係も考慮しながら立地場所等は選定されていくものかというふうに考えております。

○新谷委員

先行してカジノに取り組んでいる国や地域で、国民の事後評価が報告されております。社会コストに対する事後評価について、それぞれ説明をお願いします。

○（産業港湾）観光振興室川嶋主幹

北海道が調査しました調査結果の社会コストに対する事後評価であります。国別でいきますと、シンガポールでは「評価は高いが、低所得者層の依存症が増加傾向」、米国ネバダ州では「青少年賭博や依存症防止策の不足。交通渋滞、住宅価格への影響」、次にマカオでは「反社会的組織対策の不備。周辺治安の悪化、依存症対策の不足。外国人労働者の流入」、韓国では「依存症、治安、政治汚職など、様々な問題が発生」ということが報告書に記載されております。

○新谷委員

日本は、もちろんこれらの国とは違いますから、これが全部当てはまるとは限りませんが、しかし犯罪、治安悪化、青少年への悪影響、依存症、勤労意欲の低下、これだけ多くのリスクがあるのに、もうけさえすればいい、そういうものではないのではないのでしょうか。リスクを押してまで誘致をする、そういうことですか。

○（産業港湾）観光振興室川嶋主幹

今言われましたリスクということで、犯罪、治安悪化、青少年への悪影響、依存症、勤労意欲の低下ということが述べられましたけれども、今後、国でも、こういった一定のリスクはあるということは認めながら、このリスクを最小限にしていくということ、それとメリットである地域振興、観光振興という部分を最大限に伸ばしていくというふうに I R の推進法の中でも、まだ具体的な一つ一つの対策は先ですけれども、記載されておりますので、市としても、そのメリットを大きく、デメリットはなるべく小さくするような方向で進んでいくものというふうに考えております。

○新谷委員

最小限に抑えるということですが、そもそもカジノというのは賭博であり、日本では賭博行為が刑法第185条で禁じられております。この刑法第185条について、特に保護法益、この点について説明してください。

○（産業港湾）観光振興室川嶋主幹

刑法第185条では、「賭博をした者は、50万円以下の罰金又は科料に処する。ただし、一時の娯楽に供する物を賭けたにとどまるときは、この限りでない」と規定されており、いわゆる単純賭博を禁止しているというふうに理解しております。

○新谷委員

このように賭博に対しては、こういう法律もあるわけです。それで、先ほど税収をどういうふうにするのかということで、納付金や入場料があるということをお聞きしました。リスクが高い国では入場料を高く取って制限をしているということですが、北海道の調査では、その効果は検証されておらずと書いてあります。

また、損した場合は、元をとるために足しげくカジノに通うという逆効果も指摘されておりますが、その辺は、まだ決めていない、あるいはリスクを最小限に抑えるといっても、こういうことも出てくるのではないですか。

○（産業港湾）観光振興室川嶋主幹

確かに今、言われた記載が道の報告書にも一部ございます。ただ、その中で、入場料の設定ですとか、例えばある国においては、I Dカードを持って、そのカードで入場制限をかける。又はそのカードは、依存症対策としては、みずから入れないようにしてほしいという申出又は家族が入れないようにする等々のいろいろな今デメリットと言われているものに対する対策が打たれている状況でありますので、日本においても今後そういった形でデメリットを最小限にするような施策がとられていくものと考えております。

○新谷委員

世界の国々では、合法化されてカジノが行われているということですが、今、言いましたように、そもそも賭博で税収を上げよう、もうけようということ自体が不健全な考え方だと思っております。まだ決まっていないと言いますが、この前、代表質問でも言いましたけれども、もうけている裏で自殺、家庭崩壊、そういうことで、この地区の意識というのは 2 対 1 で否定が上回っているという現状もあります。日本で全くこのようにならないという保証は何もないわけです。ですから、賭博、カジノで税収を上げようとか、もうけようとか、そういうことではなくて、もっと地場産業を応援して税収を上げるとか、別な分野で雇用の拡大を起こすとか、それこそ市民と協働で知恵を出し合って、本当の意味で小樽が魅力のあるまちになるように頑張ればいいのではないのでしょうか、いかがですか。

○（産業港湾）観光振興室川嶋主幹

今、委員の言われました後段の部分のことで申しますと、まさしく自然エネルギーの分野で雇用を起こしたり、市民と協働で知恵を出す、そういう魅力のあるまちになるというのは、私どもも同じ考えであります。

ただ、この I R 法案も、ひとつまちの地域経済に期待できるということと、観光面で言いますと、これまで弱いと言われていた夜の部分ということでの観光客の集客が期待できるということでもありますので、今、言われました小樽が魅力あるまちになるように頑張る部分というのは、まさしく同時にやっていくものというふうに考えております。

○新谷委員

同時にとおっしゃいますけれども、これはなかなかそういうふうにはならないと思います。必ず依存症だとか、これで財産をなくしてしまうとか、そういうことだってあるわけです。実際にインターネットで見ますと、もうはまってしまったという人もいて、あちらこちらのカジノを渡り歩いている人もいます。その方は、どのぐらいのお金があって、どのぐらい投資しているのかわかりませんが、もうそういうふうにはまりやすいというのが、このカジノだと私は思います。

たしか民主党・市民連合の質問だったと思いますけれども、市民合意が得られなければ取り下げるという市長答弁でした。それから、法の内容が大きく変われば考えなければならないということでしたよね、これは別な方だったと思いますけれども。市長にお聞きしますけれども、その考えは変わらないのか。何が何でも進めるというそういうことではないですよ。あくまでも市民合意、これで反対が多ければやめるということによろしいですか。

○市長

私が先般の御質問で答弁させていただいたことは、そのとおりでございます。ですから、まだ法律ができていないのに、いろいろな議論をしてもできませんから、I R 推進法という法律ができて初めてどうするかということをおっしゃる皆さんにも問いかけたいと思いますし、それによって財政がどういうことになっていくのかということも含めていきたいと思っております。

また、市民合意についても、どういう形で市民合意をするのかというのは別にいたしましても、私としては、市民の皆さんに合意していただくように、それは努力していきたいというふうに思いますし、今、委員がおっしゃるように合意を得られないものについて、市が進めることにはならないと思いますので、合意をいただけるように進めてまいりたいというふうに思います。

それから、今いろいろと御質問を聞いておりましたが、何かマイナスのイメージのことばかりを質問されているのですが、プラスのこともたくさんあるということをもっと御理解いただきたいと思います。ですから、I R 推進法案ができて、そして小樽として頑張っていくということになれば、地域振興であるとか観光振興であるとか雇用の問題であるとか、そういったことを含め、トータル的に、立体的に、やはり含めて検討していく必要があるだろうというふうに思っておりますので、まずは法律ができて、どういうふうにして判断していくのか、

こういうところが私は大事だろうと思っておりますので、御理解いただきたいというふうに思います。

○新谷委員

市民合意が得られなければ、それは進められないということはお聞きしました。これは北海道の調査で、効果もあるけれどもリスクもあるということを両方考えなければならないというので、私は反対の立場ですから、そういうことでお聞きしたわけです。

しかし、最後に合意が得られなければ取り下げると、得られるように努力するけれども得られない場合はやめるということを確認しましたので、そのように受け止めます。

◎土地開発公社の解散と土地開発基金の廃止について

次に、土地開発公社の解散と土地開発基金廃止についてです。

代表質問で伺ったところです。土地の売却にかかわって、色内 2 丁目の臨港線沿いの公園用地、今、小樽市総合博物館の駐車場として使われているところですが、これはすぐに売却しないで市が有効活用すべきではないかということに対して、売れるところは売っていききたいということでした。

まず、お聞きしますけれども、あの地区は、どういう規制がかけられているところですか。

○（建設）まちづくり推進課長

どういう規制があるかということで、私の担当では、景観条例の絡みがございまして、そちらの地区につきましては、小樽倉庫地区ということで、小樽歴史景観区域になっておりまして、景観条例では、建物の高さや形態・意匠、形態・意匠というのは形やデザインということですが、そういった部分、あるいは外壁の色や屋根の形、そういうところを規制しておりまして、景観誘導のための規制をしております。

それともう一つ、地区計画というのがございますので、それは都市計画課長から説明いたします。

○（建設）都市計画課長

地区計画の建築規制についてでございますが、当該地は、色内 3 丁目地区地区計画区域でございまして、建築規制といたしまして、事務所、物品販売業を営む店舗又は飲食店、工場、ホテル又は旅館、博物館など以外の建築物を建築してはならないこととなっております。

また、建築物の高さの最高限度を規制いたしまして、17メートルになってございます。

○新谷委員

そういう規制がかかっていれば、当然何でもいいというふうにはなりません。売れるところは売っていききたいということでしたけれども、売却の方法や条件についてお聞きしましたら、未定だということでしたけれども、当然この規制の中で売れる範囲は決まってくるのではないですか。

○（財政）契約管財課長

売却方法の具体的なことについては、まだ決定しておりませんし、これから十分検討していきたいと思っております。当然、今、各景観地区という規制がかかっているものはクリアしていかなければならないのですが、売却の方法にしましても、単純に高く買ってくれるところに売る方法、また、ある程度条件をつけて売る方法、また、民間の方から活用方法の提案を受けてプロポーザルなりという形で売却する方法など、売却方法については、いろいろなやり方があると思います。これらについては今後検討していきたいと思うのですが、ただ、やはり小樽市の趣旨としましては、臨港線運河沿いに面しているということもあり、観光地区でもあって、この地区に対する観光や経済の発展に活用できるような民間事業者売却していききたいというのが考えてございます。

○新谷委員

私の質問で、小樽、特に運河周辺は、なかなか車をとめられるところがないので駐車場が不足しているのではないかと、そういうような有効活用を一つ例に挙げましたけれども、市全体として、とりわけあの地域での駐車場不足というのはないのですか。

○（産業港湾）観光振興室中村主幹

運河周辺の駐車場が不足しているのではないかというお話でございますけれども、運河、堺町、このあたりを観光エリアとしたときに駐車場のマップで数えてみますと、10年前の平成15年は8か所で485台がとめられるということでした。本年、25年で言いますと28か所932台で、この10年間で2倍にもなっています。現在、観光ハイシーズンのピーク時には、やはり入庫待ちの車も見られますけれども、慢性的に足りないという状況ではないのかと思います。1年間を通して見ますと、十分な供給数は確保されているのではないかということで考えております。

○新谷委員

わかりました。

売却については、これから検討していくということですが、これは契約管財課だけで進めるのですか、それともほかの部署と一緒にやるのですか。

○（財政）契約管財課長

まず、公社の土地につきましては、売却目的になったものは普通財産という位置づけで契約管財課が所管いたしますが、この土地の売却に当たりましては、やはり庁内関係部署との有効活用ということ、どういう条件をつけたらいいかということもありますので、庁内の関係会議等を踏まえまして、売却方法等は検討していきたいと考えております。

○新谷委員

いずれにしても、私たちは売却しないというふうに言いましたが、よく検討していただきたいと思います。

次に、桂岡自然公園用地の取得についてです。

この公園用地を何のために取得したのかということはお聞きしまして、代表質問の再質問でも言いましたが、事業者に再三買ってこれとせがまれて買ったのではないかと、本当のことを言ってくださいと言いましたけれども、この経緯について詳しく御説明ください。

○（産業港湾）商業労政課長

桂岡自然公園用地についてですけれども、先行取得した目的につきましては、先日市長が答弁させていただいた内容のとおりでございます。

今、事業者というお話をされましたけれども、建設当時の地権者を含めた経緯について説明させていただきますが、当時、雇用促進住宅を建設する際に、当該地には地権者が約3万3,000平方メートルの土地を所有していました。市としては、住宅建設に必要な約1万9,000平方メートルの取得を要望しておりましたが、地権者からは、当然残用地も含めて一体化して活用してほしいという要望がありまして、当時、市としては、第2期の雇用促進住宅を誘致して活用するといった方針を立てたという経過がございます。市長答弁にありましたけれども、結果として誘致は実現しなかったわけですが、その残用地については、やはり地権者から何とか市で活用について検討してほしいという要望がありまして、市としても、それまでの経過もあり、活用方法を庁内で検討した結果、当時、桂岡団地の町会、それから桂岡小学校PTAから要望がありましたアスレチック施設のある自然公園用地ということで先行取得したと、そういった経過でございます。

○新谷委員

では、なぜそういうことができなかったのですか。

○（産業港湾）商業労政課長

将来的に自然公園用地として購入したわけですが、その後、先日の答弁にもありましたけれども、雇用促進住宅の入居状況も思わしくなく、当初想定していた人口増なども思ったとおりにはなっていないくて、購入当時は当然事業化を目指して購入したわけですが、その後の時間の経過とともに、財政状況等、それから事業の必要性、優先度、そういったものも低くなっていったことから事業化はできなかったものと考えております。

○新谷委員

先ほど経過を聞きましたけれども、桂岡町会や桂岡小学校 P T A などからの要望を聞いたということでしたけれども、それは後にやった話であって、最初に全部買ってほしいと言った地権者からの再三の要望で仕方がなく町会や P T A から要望を聞いたのではないのですか。

○（産業港湾）商業労政課長

今、答弁したとおり、地権者からは当然切り売りして残った残用地については何とか活用してほしいという要望はあったようですけれども、あくまでも、その当時、町会や P T A からの要望もありましたので、その要望を受けて自然公園用地として先行取得したということでございます。

○新谷委員

私が言いたいのは、そういう要望があったのにやらなかったと、人口も減ってきたしということで、地権者からは再三言われて買ったということですが、町会や P T A の要望には応えない、市民のささやかな要望にも応えないのに、結局こういう地権者というか、そういうところの要望には市が弱いのではないのかなと、そういう感想を持ちますが、いかがですか。

○（産業港湾）商業労政課長

繰り返しになりますけれども、地権者からは当然そういう要望がありました。しかしながら、当時、町会や P T A からも要望があつて、その要望に応えるべく自然公園用地として先行取得して事業化を目指してやってきた結果、残念ながらできなかったわけですが、決して市民の方々の要望に応えないとか、そういったことではないのかというふうに思っています。

○新谷委員

それで、今後の売却見込みですが、現時点では判断できないと。確かにそうですね、あそこの地形からして、なかなかこれは難しいのではないかなと思いますが、こういうふうに残った土地が幾つもあるわけですが、市の計画の見込みが甘くてどんどん先行取得してきたことに対して、今後は解散するので、こういうことはしないと思いますけれども、市長は今までそういうことに携わってこなかったから、気軽にというか、感想を言えると思うのですが、市が今までやってきたことに対しては、どうお考えですか。

○市長

今回、土地開発公社の解散、あるいは基金の廃止ということを考えたときに、本会議でもいろいろと答弁させていただいておりますけれども、当時は、やはり土地がどんどん上がっていくとか、あるいは先行取得しながら、その後に事業を展開していくということで取り組んでいったわけですから、それはそれで私は意義のあることだったというふうに思っておりますので大変評価しております。

ただ、私、平成11年に収入役を仰せつかったときに、土地開発公社の借入金額を見たときに、他の自治体などから見るとずいぶん少ないというふうに思った、このようなことがあるのです。ですから、ほかの自治体で言うと、もっと先行取得して、そしていろいろと事業展開していった中で言うと、極めて慎重にしっかりとした取組をしているのが小樽市ではなかったかと、こういうような評価をしたこともあるわけでございます。そういったことから言うと、今までずっと設立以来取り組んできたことについては、それなりに私は評価をしているところであります。

○新谷委員

これについては、ちょっと意見が違うところでした。

次に、土地開発基金が保有する潮見台 4 丁目の小学校建設用地ですが、小樽市が小樽市東南地域開発基本計画において義務づけられている小学校の配置を、当時計画していた住宅戸数等に基づいて計画したものであるということでしたが、最初の計画で張りつける世帯は幾つの予定で、現在の状況と比べて聞かせてください。

○（建設）まちづくり推進課長

東南地域開発基本計画の計画戸数につきましては、現在の望洋パークタウンを含むA地区につきましては、計画戸数が3,020戸、それ以外のB地区につきましては1,690戸、合計6,400戸となっております。

現在ですけれども、平成25年7月末の戸数で、望洋パークタウンのA地区のみになります。約1,500戸になってございます。

○新谷委員

今、聞いたとおり、当初の計画よりも大幅に少ない状況だということです。質問に対して、今後、都市計画の区域区分を見直す際に小学校用地の売却も視野に入れて検討していきたいということでしたけれども、そのための手順やスケジュールなどについてお知らせください。

○（建設）まちづくり推進課長

東南地域の計画につきましては、望洋台や潮見台の都市計画の区域区分と連動していることから、平成32年ごろに予定されております区域区分の見直しのスケジュールの予定ということで、お答えいたします。

まず、27年度に予定される国勢調査が見直しに必要な人口動態の基礎データとなりまして、その後に実施する建物や土地利用の状況を把握する都市計画基礎調査におおむね2年間かかりまして、30年度ごろからこれらの調査に基づくデータを基に、庁内検討や関係機関との協議や市と北海道の都市計画審議会の審議などを経まして32年度ころまでに区域区分の見直しが終了する見込みとなっております。

○新谷委員

庁内検討の際に、平成30年ということですから、これから5年後ですか、そのときに売却するのかどうなのかという見通しも立てると。逆に言うと、それまでは立てられないということになるのですか。

○（建設）まちづくり推進課長

庁内検討の中で、売却も視野に入れて計画を見直していくということになるかと思います。

○新谷委員

このとおり売れる見込みのない土地もたくさんありますし、これまでの市長の見解と私たちの見解とは全く違います。見通しもなく行ってきたということは、やはりしっかりと反省していただきたいと思います。

○委員長

共産党の質疑を終結し、自民党に移します。

○上野委員

◎ I R 構想について

I R 構想について、先ほど新谷委員からもいろいろ質問がありましたので、重複する部分があるかもしれませんが、改めて確認のために質問をさせていただきます。

まず、I R 構想に関しまして、法案の素案が出てくるのですけれども、現在 I R 議連から出ている素案に関しまして、今、市民の中では、市が互いに市のお金を使って何かカジノをやっていかなければならない、支出が多いのではないかという不安も、結局見えていないためにあるような気もしますので、確認させていただきます。

まず、民設民営ということは、どのようなことなのかをもう一度きちんとお聞かせください。

○（産業港湾）観光振興室川嶋主幹

民設民営とはとのことですが、現在の I R 推進法案の第2条の定義のところで、この法律において「特定複合観光施設」とは、カジノ施設及び会議場等々が一体となっている施設であって、民間事業者が設置及び運営するものをいう、という定義になっておりますので、ここで民設民営ということを先ほどの答弁で申し上げたところでございます。

○上野委員

ということは、あくまで民間業者が施設なりを建設し、民間業者が運営するという事で、市が財政負担をするということは、まず基本的にないということで考えてよろしいですね。

○（産業港湾）観光振興室川嶋主幹

先ほどの繰り返しになりますが、現在示されている I R 推進法案の中では、現在のところはそのように理解しております。

○上野委員

許認可に関する部分に関しましては、地方自治体が行うということですが、これは先ほどの御答弁の中で小樽市若しくは道が、その許認可を行う、それはまだ現在決められていないということで、道が行うことになりましたら市には基本的な、基本構想なりの負担も特にないということで考えてもよろしいですか。

○（産業港湾）観光振興室川嶋主幹

今、法案に示されている地方公共団体が都道府県なのか市町村なのかということですが、委員が言われたように、これはまだはっきりとは見えていません。ただ、その中で地方公共団体というのは都道府県を示す場合に市の負担はないだろうということでありますけれども、そのことも現段階ではないとも言えない、読み込めない状況であります。

○上野委員

しかし、基本的にあったとしても基本構想の部分ということで、何か物を建てる、あるいは運営するに当たって大きな財政負担を現在強いるような法案にはなっていないということでよろしいでしょうか。

○（産業港湾）観光振興室川嶋主幹

はい、そのとおりでございます。

○上野委員

そこで、この法案ですけれども、I R 議連以外にも日本維新の会からも法案が出ていると思うのですが、私の認識では二つ法案が出ていると思うのですが、その中に相違点がありましたら、お聞かせください。

○（産業港湾）観光振興室川嶋主幹

この議連の法案と維新の会が示している法案の相違点ですけれども、一つには、先ほど述べました納付金、入場料のところで、議連の案では東日本大震災の復興の経費に充てることができるというくだりがございますが、維新の会の案ではそのくだりがないということ。もう一つは、超党派の議連の推進法案では 2 年以内に実施法を制定するという事になっておりますけれども、維新の会の法案では 2 年以内が 1 年以内になっています。この 2 点が大きく違っている点というふうに理解しております。

○上野委員

といいますと、維新の会も I R 議連も大きな議案の差異はないという認識を受けるわけでありますので、そうすると、やはりこの議案が国会を通る可能性がかなり濃厚であると。そうなりますと、今、私が質問させていただいたようなものが現実になりますので、その大きな財政負担うんぬんかんぬんという話には、私はならないと思っております。

そこで、今回、第 8 回日本カジノ創設サミット in 小樽ということで、20 万円の補助金を計上しているのですが、小樽市は 20 万円ですが、北海道は 200 万円を支出しています。となりますと、私は北海道自体が非常に I R に関しての強い推進の意志を持っていると、そう認識するのでありますが、この北海道の推進の意志に対して、やはり市ももっとしっかりと取り組んでいくという姿勢が必要なかなと思っております。

ですが、昨日、一昨日の答弁では、想定以上の財政負担があったら引くこともということで、まず帆を上げて掲げて、まだ港も出ていないうちから帆を畳むような、それを何か誤解されるような御質問がありますので、改めて

この I R について、17 日、道に要望等を行うと思うのですけれども、どのような形の要望をされるのか、お聞かせください。

○（産業港湾）観光振興室川嶋主幹

17 日の北海道知事への要望についてですが、この要望の内容は、あくまでも I R 誘致の候補地の一つとして本市を位置づけていただきたいということでございます。それにあわせて小樽国際観光リゾート推進協議会のメンバーも行きますので、協議会のメンバーから 10 月 24 日に小樽で行われるサミット、こちらにぜひ知事御本人に御出席いただきたいというお願いを同時にしてくるというふうに聞いております。

○上野委員

今回、市で、カジノサミットを主催する小樽国際観光リゾート推進協議会に対して質問されておまして、その中で、今後、基本構想を想定する場合、貴協議会のかかわりとはという質問をされているのですけれども、この質問をされているということは、法律制定後、基本的に市としては、いろいろな団体と協力をして基本構想を打ち上げていく、そういう姿勢があるという認識でよろしいでしょうか。

○（産業港湾）観光振興室川嶋主幹

今、構想を進めていくということでもありますけれども、あくまでも私どもは、今回いろいろ I R 誘致に向けて一歩を踏み出すときに、その協議会といろいろな意思確認ということで、こういった場合はどうだろう、こういった場合はこうだと、いろいろやりとりさせていただいた中の一つでありまして、もし構想を策定するような段階になったときに協議会はどういう立場になりますかという質問で聞いたものであります。それで、協議会はもちろん一緒になって、その策定には協力していくという回答を得ている、そういうことでございます。

○上野委員

今おっしゃったように、市の中で、今後、法律制定に向けて基本構想があるのですけれども、現在、勉強会等、庁内でのこの I R に向けての認識や意識醸成を深めるような、そういう取組はされておりますでしょうか。

○（産業港湾）観光振興室川嶋主幹

昨年まで、I R については、企画政策室でいろいろと庁内の打合せや会議等を行っておりまして、本年 4 月からその担当は、産業港湾部観光振興室となっております。ただ、観光振興室が所管となつてからは、庁内での会議というものは残念ながら開いておりません。

○上野委員

今回取り組むという明確な姿勢を出されたところですが、今後、庁内で再度新たにそれに向けて取り組む姿勢をお持ちであるか、もし取り組むのでしたら、どのような形で取り組むのかということをお聞かせください。

○（産業港湾）観光振興室川嶋主幹

所管が変わったということでもありますけれども、昨年まで企画政策室が中心となっていた庁内の I R の集まり、関係すると思われる課で会議を持っておりますので、今後にも必要に応じて、その会議を今度は観光振興室が中心となり開催していった、庁内の情報の共有ということに努めてまいりたいと思っております。

○上野委員

ぜひともよろしくお願いします。

このカジノについては、先ほど懸念材料ということもいろいろ質問されておりましたが、教育等の部分もありました。私の認識として、確かにそういう部分もあるかもしれませんが、ひとつ教育の分野で考えるならば、今、小樽市は、高校再編の話を代表質問でさせていただきましたが、平成 28 年度には商業高校の定員がまた減ると、どんどん職業高校の定員が減っていく、そこからは雇用がないという現状がひとつ見えてくると思うのですけれども、この I R が小樽の中に実現されてきますと、当然多くの外国の方も来られます。それは語学も今、教育長はオタル・イングリッシュ・デイなどの英語教育等を進めておりますけれども、語学の面でも、やはりそうい

う学力向上にもつながりますし、やはり就職に関しましても、それは当然宿泊施設等が出てきますので、そういうところでの雇用というプラスの面も多いと思うのですが、今後の教育のあり方についてという観点から、教育長は I R について、どのような御感想をお持ちかお聞かせください。

○教育長

まちづくりの一つの考え方として、I R という方法を市として考えているということは、これは市全体の活性化という意味では、当然考えなければならないことだと思います。

ただ、私、小・中学校の子供たちの健全育成を担う教育長の立場では、さまざま心配なことがありますけれども、しかしそれは一つ一つ丁寧に学校教育の中で教育をしながら、一つ一つ対策を講じていくことで乗り越えていけることも考えられます。それ以上に教育委員会としては、将来のまちづくりを見越した人材の育成、そういうことをやはり考えなければならないのではないかと思います。これだけ人口減少が続いている、子供たちの数が減っていて、昭和33年からもう5分の1ですか、4万人が8,000人という状況ですから、何とか人口減に歯止めをかけるということで言えば、さまざまな経済振興策に見合う人材の育成というものを考えていかなければならないというふうに考えています。

○上野委員

この項の最後に市長に改めてお尋ねしたいのですが、先ほど I R とは別に地場産業を振興させるというような質問が出ましたが、私は、この I R も含めた形での観光が大きくなることによって、昨日にしん小樽漬が商工会議所からの P R で新聞記事が出ましたが、ああいうものの物販も含めて、地場産業の再生というか、拡大にも間違いなくこれはつながっていくと思います。当然多くの人が来るわけですから、多くの人が滞在します。滞在するとなると、飲食業も含めて、そしてさらには観光だけではなくて、タクシー等の運輸、そういうものにも波及効果が必ずあると思っています。ですから結局、地場産業とかけ離してではなくて、これも一つの地場産業と私は認識しているのですが、市長は I R 構想の取組について、地場産業のさらなる拡大も含めて、どのように取り組まれていくのか、その意気込みをもう一度改めてお聞かせください。

○市長

私は、この I R 推進法が仮にできて、仮に小樽でカジノができるようになったとしても、それだけで人を呼ぶことはできないだろうと思っているのです。仮にカジノが小樽でできるということであれば、やはり広域的な連携の中でひとつ取り組んでいく必要があるだろうというふうに思っております。これも本会議でもいろいろと答弁申し上げましたが、あくまでも I R 推進法案ができた後ということが前提になりますけれども、やはり私としては、プラスになるほうが圧倒的に多いだろうというふうに思っているのです。私は、市長になってからは一度も行っておりませんが、市長になる前は4か国のカジノに行っていて実際に見ております。そういった中で言うと、いろいろと心配されている向きはあろうかと思いますけれども、それぞれ私が見に行ったところでは、そういう心配というのは全く感じないのです。むしろ地域振興の問題、観光振興の問題、雇用の問題、いろいろな中で、やはりプラスになることがたくさんあるというふうに思っておりますし、しかし、いろいろと御心配されているように負の部分だっていないわけではないと思いますけれども、負の部分はどうやって対処していくかということで、そういったことを先ほども答弁させていただきましたが、一つの面だけを見るのではなくて、立体的に物事を判断した上で、やはり推進していく必要があるだろうと、このように私は思っているところであります。

○上野委員

私も何か I R 構想というとカジノだけの、何かそういう議論になりがちですが、法案にも書いてありますが、これはカジノを含んだ複合的な観光という考えなので、やはりこういう根本は見失わないというか、カジノはあくまでも誘因剤というか、一つのツールでしかないのだと、そういうことを市長にも改めて今、確認させていただきましたので、小樽市は観光都市宣言をしておりますし、これから観光は基幹産業でございますので、ぜひとも

取り組んでいただきたいと思います。

◎観光振興について

続きまして、観光振興について少しお尋ねしたいと思います。

観光振興室として、現在さまざまな観光振興の取組をされておりますけれども、その取組について、概略で結構ですので、お聞かせいただければと思います。

○（産業港湾）観光振興室川嶋主幹

観光振興室の観光振興の取組でございますけれども、一つには観光客誘致に向けたということで、観光協会と一緒にいろいろなPR活動、誘致活動等を行っております。

それと、先般でいきますと、クルーズ船の誘致ということで、港湾室とも連携して、協議会で誘致をするというような観光客の誘致を図るという事業、それと大きく言いますとイベントの業務ということで、当然雪あかりの路、潮まつりという夏と冬のイベントのほか、新たなイベントということで、今年は6月に小樽kawaiiティーパーティー等の事業なども実施しています。そのほかに温泉の泉源の管理ですとか展望台の管理、それと観光入込客数の調査などを主にやっており、観光の振興を図っているという業務になっております。

○上野委員

今、聞くだけでもさまざまな業務をされているということは理解できるのですが、今年行われました小樽kawaiiティーパーティーですが、もう終わっておりますので、ある一定の評価が出ていると思いますので、今後の取組について少しあればお聞かせください。

○（産業港湾）観光振興室中村主幹

kawaiiティーパーティーでありますけれども、おかげさまで当初80人の募集でありましたけれども、若干ドタキャンもありまして、70人の入り込みがありました。当初からこのイベントにつきましては、発信型のイベントということで位置づけております。潮まつりや雪あかりの路、潮まつりなどで言いますと100万人を超える皆様にお越しをいただいておりますが、これは集客型のイベントで、そこでにぎわいの創出、経済効果を狙っているイベントですけれども、このkawaiiティーパーティーにつきましては、それだけで経済効果を上げるというものではなくて、にぎわい創出というよりも、この小樽、それから世界の共通語になりつつある「k a w a i i」という言葉に乗せて小樽を発信する。そのイベントを開催することによって小樽と「k a w a i i」が結びついて、全世界にそれが発信される。そこで小樽のイメージアップということを狙ったイベントですので、そういった面で言いますと、そのもくろみ以上の成果が得られたのではないかと考えております。

今、観光庁の事業で、ロリカワ観光ツーリズム推進事業が国の事業でやっておりますけれども、今このkawaiiティーパーティーもその延長上にありますが、やはり観光振興につなげるような、例えば「k a w a i i」を経済活性化につなげるような取組、旅行の商品にさせていただくとか、こちらで写真を撮って、それをどんどんSNSで発信してもらおうといった位置づけで事業を進めていますので、今後もこういった流れの中でPR活動をしていきたいということで思っています。

○上野委員

今回行われましたkawaiiティーパーティーも大きな成果を上げているようでありますし、当然今までの先ほど御答弁いただきました事業についても、本当に観光振興室が多くの方を使って、マンパワーを使ってやっていることは、もう私自身も潮まつり等のいろいろなところに携わっておりますので、重々わかっているところであります。

そこで、代表質問でも聞かせていただきましたが、観光振興室は現在、室でありまして、やはり組織のあり方について、昨日、公明党の高橋議員の再質問に際しまして市長は、将来的にどのような状況でできるのか、全体の人員配置を含めて、全庁的に前向きに検討してまいりたいというような前向きな御答弁をいただいたのですが、現在の観光振興室とその業務のバランスについて、これは総務部長でしょうか、人員とのバランスをどのようにお

考えになっているのかをお聞かせください。

○（総務）職員課長

現在の観光振興室と事業のバランスということですが、確かに観光振興室は、業務的にマンパワーが必要な部署というふうに認識はしております。今年度については、職員の健康上の問題もありまして、若干欠員が生じておりますけれども、これを埋めるといいますか、来年度は人員配置しながら埋めていけば、マンパワー的には十分とは言えないと思いますけれども、充足されているとは思っております。

○上野委員

今回、欠員が出ているということで、観光振興室にとってみれば、本当にさらに汗を流しても流し足りないぐらいぶん汗を流していると思うのです。今の御答弁は、欠員が満たされればマンパワーが充足されるような御答弁でしたけれども、先ほどの業務内容を見ると、さらに今後、ＩＲも含めて、やはり観光の分野にかかわることが非常に多くなってくると思うのです。ですから、やはり観光に対する部署の人員配置も含めて、これから拡大していかなければならないとは思っておりますし、組織のあり方についても、現在は産業港湾部の中の観光振興室ということで、産業港湾部の中の一室になっているのですが、その組織のあり方も今後の展開を考えるときに産業港湾と本当につながるのかという部分がありまして、やはり組織の再編というか、観光都市宣言をしていることもありますし、観光をこれから広めていこうというときに、この観光の形を変えなければならぬと私はある意味思うのです。

そこで、市長にお尋ねしますが、前向きに全庁的に取り組んでいきたいというお答えをいただきましたけれども、具体的にどのような形で前向きに検討していくのかをお聞かせください。

○市長

平成20年10月に観光都市宣言を小樽市はしたわけでごさいます、その宣言をしたということは、今後やはり観光についてしっかりと取り組んでいくという宣言だろうと思っております。

また、私も市長に就任させていただいた以降は、やはり観光問題についてはしっかりと取り組んでいかなければいけないという強い気持ちを持ちながら今まで取り組んできたところであります。そういった中で言うと、昨日の質問で出ておりましたようにピークから見ると300万人を超える観光客が減っているということですから、これを何とか回復していきたい、そのピークの数字まで持っていくかいかないかということはまた別にしましても、やはりそういうことについては取り組んでいかなければならないのだろうというふうに思っております。

先ほど観光振興室の仕事については、主幹から答弁させていただきましたが、加えてクルーズ客船の誘致をどうやってもっと高めていくか、それから先週の金曜日には、中国、台湾、タイ、ここから約70人を超える皆さんに小樽に来ていただいてゴルフを楽しみ、そして夜の交流も深めさせていただいたところでありますけれども、加えて2020年には東京でオリンピックが開催されることが決まったわけですので、そうするとインバウンドで、かなりの観光客、外国の方が国内、日本に来られるのではないかと。日本に来ていただいた以上は、やはりそれをどうやって北海道、そして小樽に来ていただくような取組をするかという問題がたくさんあると思うのです。そうすると、今、上野委員がいろいろと御質問されていたように観光の問題でいう、今マンパワーという話に答弁させていただきましたけれども、それをどうやってがっちりとしたものにしていくかというふうに考えていかなければいけないだろうと。それもできるだけ早くそういったことに取り組んでいかなければいけないだろうと、こういう思いで、今、一生懸命やっております。

今、例えば同じ産業港湾部でありますけれども、港湾室がやっていること、これをやはり観光振興室に持ってくるとか、あるいは建設部でやっているまちづくりですとか、そういったようなこともやはり一つのところで、この小樽のまちづくり、観光のまちづくりといったことにも取り組んでいかなければいけないということですから、やはりそうやってきたときには、昨日答弁させていただいたように、もうちょっとしっかりとした組織にしていかな

ければいけないというふうに思っているところです。そういうことで昨日答弁させていただいたように、全庁的にということは、全体の組織をどう見直して変えていくかという問題が一つと、職員の配置をどうやっていくかというようなことを捉えながら、できるだけ早くということですが、これは例えば来年 4 月とかそういうことではなくて、私の気持ちの中ではできるだけ早くということで、御理解いただきたいと思っております。決して何か検討するからもう少し先送りにするとか、そういうような思いは全く持っておりませんので、御理解していただきたいというふうに思っております。

○上野委員

時期は明示されませんでしたけれども、必ずやるというお答えをいただきました。マンパワーもさることながら、私は、部と室の権限というか、それはやはり力のバランスもあると思うのです。そういうものもしっかりとしていかなければ、建設部やら何やらという横のつながりという話ですけれども、やはり基本的な同じパワーバランスの中でしっかりと観光に取り組む、そういう姿勢を示していかなければならないと思っていますし、これは私だけではなくて、経済界やいろいろな方から、何で観光振興室なのだと、もう観光都市宣言を掲げて観光を基幹産業としているのに、なぜ部ではないのかということは、もう何年も何年も聞いておりますので、そういう意味では、今、市長から必ずやるという御答弁をいただきましたので、時期は明示されませんでしたけれども、ぜひとも本当にそういう部分で、観光も地場産業にも絶対つながってまいりますので、取り組んでいただきたいと思いますので、ぜひよろしくお願いいたします。

○上野委員

◎土地開発公社の解散について

最後に土地開発公社の解散につきまして、現在、総合博物館運河館の駐車場として使われている土地についてお尋ねします。

この土地は、現在、運河館の駐車場として使われておりますが、売却の予定となっております。現在、駐車場として使われていながら売却するに至った経緯について、どのような検討がなされて売却という形になっているのかお聞かせください。

○（財政）契約管財課長

現在、総合博物館運河館の駐車場として利用されておりますけれども、まず公社の解散に当たりまして、この土地の有効活用という観点から、代表質問でも市長が答弁いたしましたとおり、博物館の利用状況があまりされていないということから、この土地を有効活用しようということで、土地は位置的に、先ほど答弁しましたが、臨港線に面して運河沿いにあるために、この地区の観光や商業の発展に寄与できるような民間業者に売却するのが適当と判断しております。

また、売却に至ったもう一つの理由としましては、公社解散に当たりましては、多額の借金を抱え込むため売却によって得た金額を借金の返済に充てたいという考えもございます。

○上野委員

現在の評価額というか、売却額というのは、幾らぐらいになるのかお聞かせください。

○（財政）契約管財課長

現在、市の仮評価額を基に算定した数字ですが、ここの土地は 7,200 万円程度の価値があると考えております。

○上野委員

7,200 万円というお答えを今いただきまして、あの土地に関しましては、見てのと通りの運河に面している土地でありまして、先ほど新谷委員への御答弁の中で、あそこは歴史景観区域ということで、土地や建物の用途が制限されているところですが、あそこは明らかに今後の観光、まち並み形成についても非常に重要な位置を占める土地だと私は思っております。現在、小樽市は北運河の構想の提言を求めていますけれども、その北運河の構想案

は、どのような目的でされているのかお聞かせください。

○（産業港湾）観光振興室川嶋主幹

北運河地域に関する提言についてですが、あくまでも小樽らしい、小樽の原風景が残っている北運河、こちらの地域活性化策ということで、今、北運河および周辺地域観光戦略プラン策定協議会で、いろいろなビジョン等を作成しているところです。一つに、その動線となる運河クルーズが昨年から運航していること、それと山側では、北運河のエリアには入っていませんけれども、旧国鉄手宮線の整備という中で、浅草橋周辺の運河、それと堺町だけではない新しい小樽の市内の回遊性を高めるためのエリアとして、観光客の滞在時間延長を図るために、その活性化策を協議会で練っている状況になっております。

○上野委員

要するに北運河は、これからの観光資源にもなるから、それを今、民間に委託して案を練っているということで、北運河の検討委員会の中では、まち並みの統一感を打ち出していかなければならないという検討がされているようであります。

そこで、先ほどの土地ですが、当然北運河の今後の未来を考えると、運河の前のあの土地は、その動線になる部分であります。今、売却をお考えということなのですが、もし売却先がどのような用途というか、建物やまち並みも含めて、どのような形で市はあそこに責任を持っていくのかをお聞かせください。

○（財政）契約管財課長

まだ具体的にイメージ的なものは持っておりません。あくまでも、やはり委員のおっしゃるとおり北運河の観光の発展のために、その土地が活用できれば、小樽市のためになるのも一つの方針であるとは考えております。具体的なスケジュール的なものを言いますと、売却に当たりましては、これから議会の議決をいただきまして、測量費とかそういう予算づけをしまして、来年度以降に入ってくる予定でございます。

今、北運河の活性化の計画の話というのは、我々がこの土地利用計画を策定した当時、庁内にも当然観光振興室にも、ここの活用方法があるかというのを照会したところですが、その時点ではこれといった活用策がなかったものでございます。いずれにしましても、この売却に当たりましては、どういう方向で、どういう展開をしていったらいいのかというのは、やはり議会議論もございまして、今後、庁内でもじっくり検討して売却方法を決めていきたいと考えております。

○上野委員

売却方法だけではなくて、もし売却するに当たって、要するにまち並みを、あの土地は空き地ですから、物を建てるとなれば、それでまち並みを崩されたら大変なのです。これから先、北運河のことも今、市で考えていて、まちの統一感を出さなければならない。だから、あそこを売却して、もし物を建てるならば、当然それに対して市は、まち並みの形成についての責任をきちんと持ってされるつもりでいらっしゃるのかどうかをお聞かせください。

○（財政）契約管財課長

売却に当たりましてある程度の条件をつけることは可能かと思いますが、しっかりと市が責任を持ってそれ以降もできるのかというと、やはり売却を1回してしまえば、その民間業者の使い方は独自性が出てくるものがありますので、その辺の責任うんぬんということについて、はっきり持ちますということはちょっと申し上げることができません。

○上野委員

堺町が、結局、統一感がないままに、要するにいろいろな資本が入ってきて、ああいうような乱立状態になっています。これは堺町地区の方も言っているのですが、今後、やはり小樽の観光を考えると、一つのビジョンをしっかりと持たなければならない。そこで、私はまちづくり会社を提案させていただいたのですが、やはりあの土地に関しても、売ってしまったら、もう戻ってこないのです。そのときは、かわるかもしれませんけ

れども、その後、民間への転売になると、そこに市が刺さっていくのもなかなか難しい。そうなってくると、私が思うに、そこを売るのではなくて、定期借地権ですか、要するに土地を貸すなりして、もともと価値のある土地なので貸して、そのものに上物を建てて貸していく。市が1回手放してしまうともう戻ってこないと思うのですけれども、貸すことに対する御認識というか、私の提案についてどのようにお考えかお聞かせください。

○（財政）契約管財課長

先ほども申しましたが、公社の借金の返済に充てたいという目的も一つございます。当然、貸したら賃貸借料が入ってきますが、その辺の財政的な将来的なビジョンは計算してございません。確かに委員のおっしゃることも手段の一つではあるかとは思いますが、その辺も含めまして売却などについて検討していきたいと考えております。

○上野委員

「など」と。もう一度言いますけれども、今回、5億5,000万円を借りるのです、三セク債で。今回、評価額が大体7,000万円、決して安いお金ではないです。当然返済の一助にはなるかもしれませんが、その土地で5億円全部返せるのでしたら、それは考慮すべきかもしれませんが、あの土地の価値とこれからの小樽のまち並み等を考えるときに、せっかく市があそこに土地を持っているのに、あれを売ってしまって、何だかわからないものが今後建っていったり、あるいは使われなくなったり、そうするよりは、やはり市が貸して、そこで何か事務所なのか、商売の店舗なのか何かはわかりませんが、貸していくことによって市が関与し続ける形のほうが私は望ましいと思うのです。ですから、今、「など」という答弁をいただきましたけれども、ぜひ御検討をしていただきたいのですけれども、改めて御答弁をお願いいたします。

○財政部長

運河沿いの土地ですが、原理原則といいますと先ほど契約管財課長が答弁したとおりでございまして、一つにあるのは、やはり債権放棄をして、なおかつ5億円以上という貸付けを受けて、それを返済していかなければならないというのが、まずそれは大前提にございます。

あと、上野委員がおっしゃるとおり、あの地域の活性化などの面でも大事な土地ではないかというのも一つございます。貸し付けた場合について、どれだけの貸付料で、売却したときと、どれだけの差があるのか、それも確かに検討しなければならないと思っております。一つの方法として、今までの経緯については契約管財課長から答弁したとおりですが、貸付けについて、どれだけの金額で貸し付けられるのか、財政的な負担と比べてどうなるのか、その辺も考慮に入れて、原則として売却が原則ですけれども、その点も庁内で関係部と話し合って検討の中に入れたいと考えております。

○上野委員

先ほど市長の答弁の中で、カジノだけが小樽の呼び水ではないという御答弁ありました。要するに小樽のまち並みやそういうものを大事にしていくことが、やはり大事なのです。そうでないと、やはり人は来ない。そういうことを本当に御検討されて、貸しても利益が上がるわけですから、貸すという考え方も、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。

○前田委員

◎違反建築物について

一般質問では、農地法と都市計画法に分けて、市内の違反建築物について尋ねました。都市計画法の関係については、答弁があったかと思うのですけれども、農地法の関係については、過去を含め、現状実態はどのようになっているのか、この辺についてお聞かせください。

○（産業港湾）農政課長

農地についての違反建築ということになると思いますが、一応、市街化区域につきましては、建築物を建てる場合につきましては、届出でいいことになっております。

先ほどの本題ですが、市街化調整区域につきましては、貴重な農地でございますので、転用許可ということで申請してもらって、それが果たして許されるものかどうかということを審議した結果、許可を出していくということで、一応過去にはいろいろ問題あるのですけれども、それは一件ごとに指導なりをして解決しております。最近ですと、認定電気通信事業者、電話の中継局につきましては、農水省に報告するだけでいいというふうになっておりますので、一般的な違反建築というものは、現時点ではないというふうに考えております。

○前田委員

農地法に関しては、現状のところ、過去は別にしても今は違反建築物がないということで、よろしいですね。

もう一つ、都市計画法のことですけれども、市内には何か所かの市街化調整区域があると思います。全部つながっているわけではないと思いますので、面積を含め、どういうところにどういう市街化調整区域があるのか、相当の数があるので全部説明できないと思いますけれども、重立った大きな面積のところをお聞かせください。

○（建設）池澤主幹

市街化区域と市街化調整区域でございますけれども、平成22年4月6日の変更告示で、市街化区域については3,848ヘクタール、市街化調整区域につきましては9,125ヘクタール、合わせて1万2,973ヘクタールとなっております。

○前田委員

面積はわかりましたが、これは何か所というか、重立った場所をお聞かせいただきたいのですが。

○（建設）池澤主幹

市内の調整区域が全部つながっておりますので、この部分で何ヘクタールというようなデータはございません。

○前田委員

そうしたら、銭函から蘭島まで、調整区域というのは全部つながっているのですか。

○（建設）池澤主幹

一応、銭函から蘭島まで山側のほうはつながっているような状況でございます。

○前田委員

それで1万2,973ヘクタールということですか。

○（建設）池澤主幹

市街化区域、市街化調整区域含めまして1万2,973ヘクタールになります。

○前田委員

市長答弁では、違反建築物は62件ということで御答弁がございました。それで、このような違反建築物の実態について、いつごろからこういうものが見られるようになってきたのかお聞かせください。

○（建設）池澤主幹

1か所、星野町につきましては、平成5年8月に星野町の市街化調整区域で造成工事をしているという通報がございました。現地を確認したところ、家庭菜園を分譲する予定ということの回答をいただいております。この後、10月に家庭菜園の分譲ということで、新聞等に折り込みのチラシが入ってございます。翌年、6年4月に2度目の折り込みチラシが入ったという状況で、その後、10年6月に現地を調査したところ建築物が10棟確認できましたので、口頭で持ち主に対して指導を行っている状況です。12年10月に現地調査を再度行いまして、この時点で建築物が41棟確認できたことになっております。これに基づきまして、翌年13年6月15日付けで市街化調整区域の建築物の除却についてということで再度調査して送付したのですけれども、この件数が42棟あったということで文書を送

付しているところでございます。その後でございますけれども、翌年以降は、現地を調査して口頭で注意をしている状況でございます。

もう一件は、朝里 4 丁目地区でございますが、こちらにつきましては、17年に新聞に同じく家庭菜園の分譲ということで折り込みのチラシが入っていました。星野町の例もございましたので、市で入り口に17年10月26日に市街化調整区域には建築物が建てられないという看板を設置した状況でございます。19年8月30日付けで、15件の建物を確認できましたので、この所有者10名に対して市街化調整区域内の建築物の除却についてという文書を送付しているところでございます。翌年、20年6月3日から違反建築物の是正に関する合同パトロールということで、当時の建設部宅地課と建築指導課、財政部資産税課、水道局サービス課、消防本部、小樽警察署、計13名によりまして、合同のパトロールを行っている状況でございます。また、20年10月2日にも同じようなパトロールを行っております。20年には、是正指導通知書の送付を20件に対して行っています。翌年、21年につきましても、同じく合同パトロールを行いまして、19件に対して文書を送付しています。翌年、22年につきましても合同パトロールを行い、是正通知書を20件に対して送っているところです。23年は、この時点で違反建築物の増減がございませんでしたので、パトロールを行わず是正通知書を20件に送付したところでございます。24年につきましても増減がございませんでしたので、同じくパトロールを行わず20件送付したところでございます。

○前田委員

星野町で平成5年8月ですか、これが大きなところでは最近では発見したと。それで、造成工事をやっていたということですが、市街化調整区域で造成工事をやる場合、許可とか、そういう部分というのはどうなっているのですか。

○（建設）池澤主幹

建物を建てるための造成工事になると開発行為の手続になりますが、あくまでも建物を建てないということで造成をするということになると、宅地造成等規制法という法律が適用になるかと思いますので、その規制法にもかからないような表面だけを剥ぐような、規制にかからないような造成で終わっていたということで認識しております。

○前田委員

その場所というのは、もともと何か農地だったのか、それとも森林だったのか、雑木林だったのか、どのようなものですか。

○（建設）池澤主幹

農地でもなく、森林でもなく、雑種地ということになっております。

○前田委員

そうしたら、そういういろいろな法律があるのでしょうかけれども、全部問題がなかったのですか、そういう土を動かしたり、表土を剥いだりすることについては。

○（建設）池澤主幹

法的な部分では違法はありませんでした。

○前田委員

それで、違法はなかったから業者はそのままになっていたのでしょうかけれども、その後にそういった建物ができたということなのでしょうけれども、今まで平成24年もパトロールをして、現状は変わっていないうんぬんということでありまして、これまで指導してきたということだと思いますが、違反者の言いわけというのか、どういう言い分で行政はわかりましたと言って帰ってきているのか、納得しているのか、理解しているのか、この辺についてお聞かせください。

○（建設）池澤主幹

所有者につきましては、口頭注意で是正をお願いしたところ、まず建築物が建設できないことを知らなかったと

いう部分が 1 点ございます。そのほかには、小さな小屋であれば可能であるのではないかと自己判断の部分もございます。市からは、販売に当たって市街化調整区域で建物が建てられないということを不動産屋には申し入れていたのですが、この辺がうまく伝わっていなかったという部分があるような状況でございます。

○前田委員

そういったことで指導しているということですが、この違反者が違反を認識していても違反を続けている。指導しても従わないということなのですから、ごね得ということで済むのですか、いかがですか。

○（建設）池澤主幹

ごね得ということではないのですけれども、市としては、悪質な、例えば著しく公共性、公益性に支障を来すようなものであるかどうかという判断をいたしまして、今回のような物件でございますけれども、こちらのほうは告発を行わず、口頭や文書で是正をしているような状況でございます。

○前田委員

告発を行わないということですが、違反者に対しての罰則規定というのは、法律ではどのようなになっているのですか、お聞かせください。

○（建設）池澤主幹

都市計画法第91条になりますが、1 年以下の懲役又は50万円以下の罰金となっております。

○前田委員

1 年以下の懲役又は50万円以下の罰金、それに似たようなそういう罰則規定というのは、そのほかの法律の中にもよくたくさんありまして、それで処罰されている人はたくさんいます。それにもかかわらず、何もしないで静観しているのはどういうことなのか。

○（建設）池澤主幹

告発することになりますと、罰金を払ってということで刑事責任的には終わるのかもしれませんが、建物が撤去されないということも考えられます。建物が撤去されなければ都市計画法違反の解消にはならないということで、告発する際には、小樽市としまして行政代執行までのことを検討した上で告発を行っていかねばならないと考えております。

○前田委員

今回の件はそういう話ですが、過去にこういった件で何か罰則を適用したような事例というのは、本市ではあるのですか。

○（建設）池澤主幹

本市では、そのようなことはございません。

○前田委員

一般質問の再質問のときは、資料を持ってきていないからわかりませんというようなことで財政部長の答弁があったのですが、今のやりとりを聞いていたと思いますが、こういう違反建築物に対する課税といったことは可能なのか、それはできないのか、この辺の見解というのは法律ではどうなっているのですか。

○（財政）税務長

違反建築物と固定資産税の関係ですが、固定資産税の課税要件は、建物で考えますと、基礎があって土地に定着している。また、外壁等、3 方以上に壁があって風等を防げる。そして、最後は建物として一定の目的を持った用途として活用できるかどうかということが判断になりますので、その中でいきますと違法か適法かということは関係なく、税としては課税対象になるというふうに考えています。

○前田委員

税としては課税対象になるということですが、この答弁の中で示された62件の中で課税対象に該当するよ

うな物件はあるのですか。

○（財政）税務長

昨日の一般質問でありました62件の課税状況を見ましたら、今年度の課税状況で申し上げますと17件につきましては、税金そのものはかかっています。残りの45件につきましては、それぞれが家屋で言いますと20万円の評価を切りますと免税点以下になりますので、課税はされてございません。

○前田委員

ちょっと違う質問を考えていたのですけれども、課税されている方が17人おられるということですね。

○（財政）税務長

17件の建物については課税されております。

○前田委員

17件の建物については課税されていて、そのほかについては評価額が20万円以下の物件で課税はされていないということで、課税は適用されていると。そうしたら、違反物件と課税のこういう部分というのは、結果的には考え方が別ということになるのですね。違反しているものであっても課税はするということですか。

○（財政）税務長

繰り返しになりますけれども、家屋としての要件が備わっていれば、課税対象として把握してございます。

○前田委員

課税していれば違反物件でもいいのだと。納税者側からすれば、違反であっても納税しているから何も問題がないのだと、恐らく納税している人は、そう思う。これで一件落着、安泰と、何も言ってこないだろうと思っていると思います。ただ、やはりそういう方々であっても、建ててはならないところに建てているわけでありますから、課税の法律うんぬんの問題は別としても、やはりこれは厳しく指導して、市街化調整区域、あるいはないとは言われていますけれども農地、これらのところから、そういった違反物件をきちんと撤去していく、排除していくということが必要で、これこのままにしておくと、税金を払えばいいのだということになり、ますますエスカレートして大きなものが建ってきて、課税して、納税しているから問題ないのではないかと、どこに問題があるのかと、逆に居直られるようなことにもなり、だんだん増えていく結果になってしまうのではないのかと、このように思うのでありますけれども、再度、建築基準法あるいは農地法の関係から、今後の取組についてお聞きをして質問を終わります。

○建設部西島次長

ただいま市街化調整区域の違反建築物について、市の指導が甘くてなかなか撤去されていないという部分は、現実的にそういう状態が見受けられますので、我々といたしましても税金さえ払えばいいということではなくて、きちんと法を遵守して撤去していただくよう、これからは是正指導に積極的に努めてまいりたいと思いますので、御理解をお願いしたいと思います。

○委員長

自民党の質疑を終結し、この際、暫時休憩に入ります。

休憩 午後 2 時58分

再開 午後 3 時15分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

この際、理事者から発言の申出がありますので、これを許します。

○（建設）池澤主幹

先ほど、前田委員の質問に対して、市街化調整区域が全てつながっていると答弁いたしましたが、高島地区、祝津・塩谷地区、この辺が市街化区域に囲まれている部分がございまして、全てつながっている状況ではないので、この部分を変更させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○委員長

それでは、公明党の質疑に移します。

○千葉委員

◎寡婦（夫）控除対象者の拡大について

代表質問で質問をさせていただいた寡婦（夫）控除対象者の拡大についてということで、関連して何点か質問させていただきます。

寡婦控除の規定が創設された目的があるのですけれども、この目的と時代の流れによっていろいろと動きがありますので、その変遷について御説明をお願いしたいと思います。

○（財政）税務長

寡婦控除の関係でございすけれども、寡婦控除の規定は、第 2 次世界大戦によって生計の柱であった夫を失った、いわゆる戦争未亡人という方が、扶養親族である子供を抱えながら所得を得る、そういう場合に対して、いろいろ費用を要しますので、そこを考慮してという控除が昭和 26 年に創設されています。当初、この控除そのものは、税額控除でやっておりましたけれども、税制の簡素化のような観点もありまして、昭和 42 年に現在の所得控除に変更されてきてございます。その後、昭和 56 年には、従前は女性だけという対象でしたけれども、男性も対象となっておりますし、平成元年には、さらに女手一つで子供を抱えて生活されている低所得の母子世帯、そういう方に配慮するために、さらに特別加算が行われているという状況でございす。

○千葉委員

今の寡婦控除ですけれども、この規定の税制上の内容について御説明願えますか。

○（財政）税務長

現在の税制上の内容でございす。

まず、寡婦の要件として申し上げますと、二つありますけれども、一つは夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死が明らかでない者、こういう方と、あと夫と離婚したところが入っていない、こういうような区分がそれぞれございす。

それで、所得要件がございすけれども、所得要件を除きまして、この控除の適用ですけれども、一般の寡婦控除につきましては、住民税の場合は 26 万円を所得から控除する。所得税につきましては 27 万円を控除すると。先ほど前段の質問の後段で申し上げましたけれども、特定の寡婦控除につきましては、住民税においては 26 万円プラス 4 万円で 30 万円、所得税につきましては 27 万円プラス 8 万円の 35 万円、このような控除がございす。

○千葉委員

時代の変遷の内容を聞いても、母子家庭、さらにはこれが男性の父子家庭にも徐々に波及するようになって、以前は母子家庭、父子家庭という話をしていましたが、今はひとり親世帯という形でいろいろな施策が進んでいるところです。それらの優遇措置については、今お話ししたようにひとり親世帯の状況に対して行われているものがたくさんあります。

そこで、ひとり親世帯の現状について伺いたいのですが、平成 23 年度の全国母子世帯調査による世帯数とひとり親になった理由の割合が示されておりますので、これについて説明をお願いしたいと思います。

○（福祉）子育て支援課長

厚生労働省の資料による世帯数と、ひとり親になった理由でございますが、世帯数につきましては、母子世帯が123万8,000世帯、父子世帯が22万3,000世帯となっております。

その理由でございますけれども、母子世帯に関しましては、離婚が80.8パーセント、死別が7.5パーセント、父子家庭につきましては、離婚が74.3パーセント、死別が16.8パーセントとなっております。

○千葉委員

ひとり親世帯の就労状況がどうなのかというふうに考えているところなのですが、これについてはどのような状況になっているのでしょうか。

○（福祉）子育て支援課長

就労状況につきましては、母子世帯のうち就業されている割合が80.6パーセント、父子世帯につきましては91.3パーセントとなっております。

○千葉委員

次に、収入の面ですが、平均年間収入についてと、その就労収入も含めた状況についてもお聞かせください。

○（福祉）子育て支援課長

平均年間就労収入でございますが、これも同様に国の資料ですけれども、母子世帯につきましては181万円、父子世帯につきましては360万円になってございます。

次に、取り巻く状況、関連する状況でございますけれども、先ほどとは別の国の調査で、国民生活基礎調査という調査ですけれども、母子世帯の所得と、児童のいる世帯の比較では、児童のいる世帯の38パーセントの割合にとどまっているという状況が示されております。

○千葉委員

今、御説明をいただきましたけれども、たぶん181万円というのは就労収入だと思いますが、母子家庭の就労収入ということで、たぶんこれは給与収入にすると223万円になるかと思います。どちらにしましても、今、御説明があったとおり、収入状況というのは全世帯の総所得が一応538万円という数字が出ています。今、児童のいる世帯に対して、母子世帯は4割程度の収入しかないということで、非常に貧困差が広がっているなというふうに私自体は感じております。この給与収入の中には、就労収入プラス児童扶養手当や養育費も含まれているということで、実際に働いて稼げる収入というのは、日本の社会は、女性に対する雇用がなかなか進んでおりませんで、母子家庭ではさらに低くなっている状況があるというふうに思っております。

それで、代表質問では、私が相談を受けた母子家庭の方のシミュレーションをしていただきました。給与収入が220万円、社会保険料が33万円で試算してもらいますと、保育料が、まず寡婦控除がある場合、1万4,500円になりますけれども、非婚ですから寡婦控除が適用されないということで2万3,500円になります。この差額が9,000円です。年間にして10万8,000円ということで、非常に差額が出るなというふうに私自身は感じております。この相談者もおっしゃっていたとおり、保育料以外にもいろいろこういう差が出てくるのです。今回は、保育料に関して差額がある、差別があるということで質問をさせていただきましたけれども、これらの非婚の母親、一度も籍を入れたことがないシングルマザーに対しての不利益だとか、子供に与える影響についてどのように考えられているかお聞かせ願えますか。

○（福祉）子育て支援課長

保育料に関しての不利益という御指摘でございますけれども、保育料の算出に係る制度的な部分につきましては、運営費に係る国の負担の制度もございまして、そういう中で、国の徴収金ということで、俗に言う保育料の水準などが示されております。そういったものに基づきまして、保育料も含めた保育所の制度がございまして、そういった中で、基本的には税法上の規定に沿った内容に基づいて保育料を算定するというのが基本的な考え方でございます。

す。

○千葉委員

これは各自治体、いろいろなところで要望ですとか、また日弁連などの見解も出ているのですが、やはり憲法第 14 条の「すべて国民は、法の下に平等であつて」という部分にも違憲であるのではないかということですか、また児童福祉法第 1 条第 2 項にある「すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない」これにも違法ではないかということの見解も示されております。この辺についてはいかがですか。

○（福祉）子育て支援課長

今、委員がおっしゃいましたこともございますし、それから本会議で答弁させていただいている内容にも関連しますけれども、婚外子の関係で、つい先日、最高裁の決定が示されて、それで政府も今後何らかの検討をするという報道がされております。もともと寡婦控除の問題というのは、確かに税法上の規定が発端となる問題でして、最高裁のこの決定が示された以降も、国会議員のレベルにおいても法務大臣へ民法の改正のほかにも寡婦控除の見直しというのでしょうか、改善を図るように要望しているという動きも出ているようでありますので、こうした動向は基本的にまず注視していきたい、そのように考えております。

○千葉委員

今そういうお話もありましたけれども、近隣で言うと札幌市が先行してこれについての減免的な措置をしていると思っておりますが、これについて説明願います。

○（福祉）子育て支援課長

札幌市におきましては、平成 24 年度から未婚の方の関係を含めて、みなし寡婦控除という形で行っております。その方法ですけれども、保育料に関する減免要綱の規定の中で、税法上の寡婦控除の規定を準用して計算した税額による保育料の額をいったん出して、それから既に現在の制度で保育料の金額が算定されておりますので、その差額について減免をするという手法で実施されているところでございます。

○千葉委員

札幌市は、その後、公営住宅のほうにも進むような動きもあると伺っておりまして、今、国がいろいろと動いているというお話がありましたけれども、各地域でそれに先行して今のような制度を取り入れて、保育料の減免等に動いていく自治体が増えております。今日たまたま委員長から資料をいただいたのですが、新宿区が 10 月 1 日からそのような方向性でいくという新聞記事がございました。私自身は、やはり婚姻しているか、していないかによって、収入が同じであるのに、小樽市の保育料だけで見ても、この相談者のケースで言うと 10 万 8,000 円も差が出るというのは、どう考えても公平性に欠けるというふうに思っています。

これは市長の御答弁の中にも、国の「婚外子の相続に関する規定を違憲とする最高裁決定が出され」というお話の中で、時代の変化により、国の法制度の見直しが図られていくものと認識しているというお話があったのですが、それがなかなか進まない、国としては税制上というか、法律を変えなくてはいけないので、私は、では、すぐ変わりますといかないというふうに思っているのです。

そういった中で、やはり自治体が、寡婦控除に該当しないひとり親の方々に対して、何とか手を差し伸べていこう、子育て支援策としてできないかという方策を探して実施しているというふうに私は認識しています。いま一度小樽市として、ぜひ私は進めていただきたいと思うのですが、市長に御答弁をいただきたいと思うのですが、その辺はいかがでしょうか。

○副市長

ただいまの寡婦控除の件ですが、市といたしまして、確かにそういう差をつけるということは、先日の婚外子の相続の問題では最高裁で違憲と捉えられたと。ただ、あの場合は、子供はみずからの立場を選ぶことも取り消すこともできないという前段があるのですけれども、それによって婚外子は平等でなければならないという判決という

か、違憲というようになったのですが、今回はそれとはちょっと違うのかと思います。

ただ、それを受けて谷垣法務大臣が、厳粛に受け止めていますと、十分に精査して必要な措置を講ずるという発言をしたところでございます。そうであるならば、公明党は全国の与党でございますので、要望もしていただきたいと思っているところでございますが、この問題が保育料だけの問題であるならば、いろいろ検討の余地もあるのかと。ただ、住宅家賃の問題などにも及びますので、なかなかたやすく、はい、そうですかというわけにもいきませんし、ある程度のところで線引きしなければならないというところが行政でありますし、それが一番難しいところですよ。寡婦控除がそのように 1 回夫と死別や離婚というのではなく、国で何とかしてくれれば、それに市は従うだけなので、そういうふうになってくれれば一番いいと思うのですが、札幌市もやられているということなので、一応私どもといたしましても検討しなければならないのかと考えております。もう少し調べて、どういう方向でいい方向が見いだせるのか、ちょっと本当に考えさせていただきたいと思っております。すぐオーケーという答弁をできないで申しわけございませんが、よろしくお願いいたします。

○千葉委員

今、公明党という話がありましたが、党としても要望を出して動いております。各地方議会もいろいろ議論をしているところですけども、私がなぜ保育料と言ったかという、ひとり親世帯の収入というのは、やはり母親の就労にかかっているのです。住居は、公営住宅が当たらずにアパートを借りている方もいます。そういった意味では、まず本当に子供を預けて就労に出るためには、保育料の減免を早急にさせていただきたいという思いがあったので、あえて保育料に限定して質問させていただいたところです。この質問の中でも述べさせていただきましたけれども、彼女はすごく就労意欲が高く、資格もありますので働いて 220 万円程度の収入を得ているわけですが、その彼女が就労をやめても、収入を低くして、やはり楽ができるわけですよ、働かなければ違う制度があるわけですから。何かそういう就労意欲までも失っていくような状況を自治体でつくるということは、逆に私はマイナスではないかなというふうに思っております。全部を、一定程度のほかの状況を見て、市としてどうやって進めるかという検討ももちろんしていただくのは確かですけども、先行して保育料に関してだけでも検討していただけないかなということで、もう一度御答弁をお願いしたいと思います。

○副市長

そのように答弁したつもりなのです。

(「伝わっていないです」と呼ぶ者あり)

(「分かりづらいよ、はっきり言って、はっきりと」と呼ぶ者あり)

千葉委員からは国にも党としても要望するという事なので、我々も並行して検討していきたいと思っております。先ほども申し上げましたけれども、保育料だけの問題ではないということでもあります、北海道でいうと札幌市だけですね、その状況などもちょっと聞き及んで、もう少し調べて検討していきたいと思っております。

○千葉委員

ぜひ、よろしくお願いしたいと思います。

◎災害時の要援護者名簿について

次に、要援護者名簿について質問させていただきます。

災害時の要援護者名簿について、代表質問でもさせていただいた件ですが、ちょっと心配な点を質問させていただきます。この名簿の作成ですが、以前からずっと名簿を作成してきて、今回の方針によってさらに一歩踏み込んだということで、もともと今、行っている災害時の要援護者名簿について、今度見直す部分なのですが、本当に援護が必要な人と支援者が必要でなく声がけだけで済む人という区分けをしなければいけないとか、いろいろ見直される部分があると思うのですが、今後最初に進めることというのは、どのようなことでしょうか。

○（総務）小濱主幹

今後まずやることということですが、今お話がありましたように、今度は避難行動要支援者名簿ということで、市役所内部で持っている情報を利用することができるということで、要件を定めて、要支援者の名簿を本人の希望あるなしにかかわらず市がつくることになりますので、まず大きなところでは、要件をどういうふうに設定するかということが必要になってくるかと思います。

○千葉委員

この方針の中では、要介護 3 以上とか、身体障害者手帳の等級が 1、2 級とか、高齢者のみの世帯などという設定がありまして、今まで進めてきた災害時の要援護者の名簿が、引き続きまたそれに使えるのかどうかについてもお答え願えますか。

○（総務）小濱主幹

せんだって示された避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針ということで、内閣府の防災担当から出されております。今、千葉委員がおっしゃいましたように、例示として要介護 3～5 を受けている方ですとか、身体障害者手帳 1、2 級の第 1 種を所持する方とかということで決められているところがございます。現在ある小樽市でまとめている名簿との関係ですが、こちらにつきましては、この指針の中にも今までつくっている名簿が今出ている新しく要支援者名簿ということで、同じようなつくりをしているということであれば、そのまま使っていいということですが、小樽市の場合、これまでは希望する方からの手挙げ方式で出しているところなので、そのままそれを使うことにはなりませんので、新たに要件を定めてやることになるかと思います。

今までの名簿についてなのですが、要件に該当する方のほかにも、指針では、形式的なそういう要件から漏れた方についても、みずからの命を主体的に守るために避難行動要支援者名簿に登載を希望する方についても登載できる仕組みをつくるということになっておりますので、今後、法改正についての説明会等が市町村向けにあることになっていきますので、その辺のところも確認したいと思います。今、この指針で読み取れるところから私どもが考えているところでは、今までの希望者の名簿を 1 回なしにするということではなくて、新たにつくる名簿には、要件として合致しない方についても、今まで登録している方については希望されている方ということで、一緒にあわせて登録していくという形で進めていこうというふうに考えております。

○千葉委員

最後になりますけれども、ちょっと心配しているのは、今までも非常に年月をかけて、人数についても 6,962 人ということで、この間の名簿があるということでお話を伺いましたけれども、たぶんここまで来るのにも何年かかかったと思っていますし、また支援者として登録した方も、それすらもちょっと忘れてしまっている方もいるというお話もあります。本当にそういう部分では、また今回新たに見直された方針に対してつくる名簿が、一定程度きっちり期間を決めて早急に整理しなければ、またどんどん見直しになってしまうことを、すごく私は危惧しています。今後、登録される方の要件などについては、話し合いが行われるということですが、各部局の連携もしっかり図りながら、たぶん今の担当の方だけでは、きっと無理があるのではないかなと思いますので、人員などの面もしっかり配慮していただいて、この辺についてはしっかり進めていただきたいと思いますが、その辺についてはいかがですか。

○（総務）小濱主幹

これまで進めてきている中で 6,962 人ということで、今後、名簿の数や登録者の数というところも増えてくるのかとは考えております。先日の本会議の代表質問における市長答弁でも関係部局の協議をさせたいということでありましたので、情報の収集とか、そこの部分については、関係の部局とどういう形で連携していくかということについては、しっかり話をしていきたいというふうに考えております。

その先の進め方については、先ほども言いましたように、今度、国の説明会というところもありますので、その

辺も踏まえながら、どういう作業をいつまでしていくのか、今回、名簿をつくることについては義務化ということになりましたので、つくらずに置いておくということもできませんので、その辺のスケジュール等も確認しながら進め方について考えてまいりたいというふうに思っております。

○高橋委員

一般質問に関連して何点か伺います。

◎公文書管理について

初めに、公文書管理についてですが、昨日、公文書管理条例について、札幌市の例を挙げて市長から答弁をいただきましたけれども、あまりにもあっさりとしたといいますか、認識の違いがありすぎるのではないかと思います。何かひどい答弁だなというふうに私は感じておりました。もうちょっと違う答弁があったのではないかと思います。思うのですが、要するに文書事務取扱規程というのは、内部文書の内部規定ですよ。私が例を挙げた札幌市の文書管理条例は、情報公開条例とセットのもので、市民に対してというそういう対象が全く違う作り物という認識です。そういうことを考えれば、どうしてこういう答弁が来るのかなというのが、私にはちょっと理解ができなかったのですが、この点についてはいかがでしょうか。

○（総務）総務課長

札幌市の公文書管理条例ですが、これはもともと国の公文書等の管理に関する法律の施行を受けて規定されたものというふうに思っております。もともと国も、消えた年金記録がそもそも法律をつくる発端になったことでございまして、私どもとしても公文書の管理というのは、やはりしっかりしていかなければならないという思いがありますので、平成15年に文書事務取扱規程をつくりまして、確かに訓令という法形式になりますが、これに基づいて文書管理を行ってきたところでございます。基本的には、保存等について、あくまでも条例についての規制対象というのが公文書ということで内部文書が対象になっているものですから、そういう意味で、条例であろうと訓令であろうと、実効性という部分についての遜色はないものかというふうには思っているところでございます。

○高橋委員

だから認識が違うのかなと思うのです。総務課長も札幌市の条例を読んだと思うのですが、目的で要するに公文書というのは市民の財産だということから入っているのです。内部の取扱規程を何も否定するものではありません。それは、そのとおりやっていただいて結構だと思うのですが、要は保存期間が終わった後に市民の財産である文書をどうするかということは、この内部規定には一言もないわけです。要するに全然見方が違うから。そういうことをぜひとも認識してほしいと思って、こういう例題を出しました。ですから、内部規定を何も否定するものでもないですし、きちんとやられているというのは、十分理解しています。ただ認識の違いで、こういう答えになっているのではないかとというふうに私は思っていますので、その違いをなくさなければ議論できないと思っていますので、この点はいかがですか。

○（総務）総務課長

今、委員から御指摘のございましたとおり、やはり規定の目線の問題かというふうに思います。条例の場合ですと市民目線ということで、訓令の場合ですと内部目線でしかないというところがございまして、今、御指摘がありましたとおり文書の保存の関係で、保存年限が過ぎた文書についての取扱いというのは、確かに今、小樽市の文書規程の中では欠落している部分だというふうに思っています。市民のための公文書という考えに立てば、その保存年限が過ぎたからイコール廃棄していいかどうかというところは、やはり今後の検討の必要があると思っておりますので、その辺について他市の状況等を見ながら、今後、研究をさせていただきたいというふうに思っております。

○高橋委員

いずれにしても、また違う機会で、これは議論させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

◎建設リサイクル法について

次に、建設リサイクル法に関連して、何点か伺います。

まず、基本的なことですが、特定建設資材廃棄物として法で規定されているものの種類を聞かせてください。

○（生活環境）清水主幹

特定建設資材廃棄物の種類ですが、法に指定されていますのは、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る構造物、アスファルト・コンクリートと建設発生木材、この 4 種類でございます。

○高橋委員

一般質問でもしましたけれども、再度確認しますが、再資源化については、それぞれ本市ではどのようにされているのですか。

○（生活環境）清水主幹

コンクリート塊につきましては、破砕いたしまして、路盤材にして利用しております。

また、アスファルト塊につきましても破砕をして、アスファルトの材料として再利用しております。

また、木材につきましては、チップ化しまして農業用飼料ですとか肥料、ボードや製紙の原料、燃料の原料、小樽市の場合ですと炭化して炭の原料などに再利用されております。

○高橋委員

コンクリート、アスファルトの関係で、公共工事の関連で伺いましたけれども、市の発注物件で、建設部で結構なのですが、具体的にその設計にどういう反映をされているか状況をお知らせください。

○（建設）建設事業課長

ただいま御質問のございました再利用についてですけれども、基本的には、国や道の指針などに基づきまして、建設部の工事におきましても特定建設資材の再利用を実施しております。

具体的には、特殊な現場条件などがない限りにおいてですけれども、アスファルト舗装材や路盤材に再生材を使用する、そういう設計で工事を発注して施工しているような状況であります。

○高橋委員

もう少し具体的に、例えば割合だとか率だとか、そういう特記仕様というのはありますか。

○（建設）建設事業課長

割合などの件でございますが、まずアスファルト舗装材につきましては、今、小樽で使用できる、要はつくられている再生アスファルト合材ですけれども、これにつきましては、割合として 20 パーセント再生材が入ったものが小樽で使用できるアスファルト合材になっていますので、使用するアスファルト再生合材につきましては、それを使用するということで設計しております。

路盤材につきましては、基本的には 100 パーセント使う部分につきましては、再生路盤材を使用している状況で、これにつきましては設計の中で、それを使用するという形で明示して発注している状況であります。

○高橋委員

それでは、建設木くずですけれども、中間処理施設で処理をされていると伺いました。小樽市内には何か所あるのか、それから、それぞれの処理能力、処理内容、そういうものを聞かせてください。

○（生活環境）清水主幹

古い順番に言いますと、平成 15 年にできた施設が桃内地区に 1 か所ございます。これにつきましては、炭化施設ということで、木材を炭化して炭にする処理施設となっております。次は、銭函地区に 1 か所ございまして、これにつきましては、チップ化して燃料やボードの原料というものに、もろもろ再利用するような形の施設がございます。最後に、19 年に塩谷地区に中間処理施設ができていますけれども、こちらにつきましては、農業用の飼料や肥

料ということで、チップ化はするのですが、用途がそういう農業主体ということで、搬入される木材が限られているような状況でございます。

また、施設の処理能力でございますけれども、3 者合わせて 1 日当たり 1,100 トンということで伺っております。

○高橋委員

次に、これも確認ですけれども、建設リサイクル法に基づく届出、通知ということで質問いたしました。年代を絞って直近で確認したいと思いますが、建設木くずにかかわりますので、建築物の解体工事で床面積合計が 80 平方メートル以上のものということで、平成 24 年度の件数、その件数の内訳として、木造と非木造の割合、件数、率、これを説明してください。

○（建設）建築指導課長

建設リサイクル法に基づく届出、特定建設資材の木くずに関して、平成 24 年度でございますけれども、解体工事は 261 件ありまして、そのうち木造が 241 件、木造以外が 20 件で、木造の比率が 92.3 パーセントとなっております。

○高橋委員

もう一点、道に届出ということで、市が窓口になっているわけですが、平成 24 年度の特定建設資材の廃棄物の発生見込量が何トンになるか示してください。

○（建設）建築指導課長

平成 24 年度の建設発生木材でございますけれども、届出と通知を合わせて 7,202 トンでございます。

○高橋委員

中間処理施設での各年度の数字を確認したいのですが、直近だけではなくて把握していれば何年間かでいいのですけれども、年間の建設木くずの処理量をトン数でお知らせください。

○（生活環境）清水主幹

基本的に産業廃棄物の中間処理施設なので、こちらにデータは来ていないのですけれども、電話等で確認したデータで答弁させていただきます。

平成 21 年度におきましては 1 万 7,300 トン、22 年度は 1 万 6,400 トン、23 年度は 1 万 7,800 トン、昨年度は 2 万 8,700 トン、本年 7 月までで 1 万 2,400 トンということで聞き及んでおります。

○高橋委員

この数字から見ると、届出件数よりも相当大きい数字を処理していることになりますね。先ほども数字を出していただきましたけれども、92 パーセントですから、ほとんどのものが届出の中では建設木くずの量になっているということであります。

もう一つ確認したいのは、産業廃棄物最終処分場の埋立実績ですけれども、平成 24 年度の瓦れき類と建設木くずの数値をお願いしたいと思います。

○（生活環境）清水主幹

平成 24 年度の実績でいきますと、瓦れき類につきましては 1 万 8,625 トン、建設木くずにつきましては 1 万 2,775 トンとなっております。

○高橋委員

瓦れき類と建設木くずの違いを聞かせてください。

○（生活環境）清水主幹

木くずにつきましては、字のとおり木ということで、木材ですけれども、瓦れき類といいますと軽量コンクリートやモルタルのかすなどのコンクリートのくず、あとは外壁材のボードなど、そういうものを瓦れき類と言っております。

○高橋委員

この数字からいくと、実際に最終処分場に入ってきているもの以外は、中間処理施設に行っているという捉え方でいいですか。

○（生活環境）清水主幹

基本的には、そのように考えております。

○高橋委員

それで、確認したいのは、今回 4 月に処分料の改定がありました。これも質問で伺っていますが、改定理由が 3 点ありましたけれども、1 点目に分別解体の適正化というのがあります。私の認識では、現場の解体については、解体業者は許可業者ですから、道から許可をもらってやっています。罰則規定もあるということで、現場ではしっかりと分別解体されていると思いますけれども、建設部長名の文書では、当処分場へ持ち込む事例が多く見られると、分別解体をしないで、そのまま持ち込んでいるのだというふうになっていますけれども、この多くというのは、具体的にはどういう内容なのか示していただきたいと思います。

○（生活環境）清水主幹

先ほども中間処理施設の処理できる内容について、説明を申し上げたのですが、各中間処理施設によりまして、受け入れる材質が限定されていますので、分別解体したときに、それ以外のものについては、その施設ではねられるわけです。それが、結局、産業廃棄物最終処分場に搬入されることになりますので、それを別の施設に持っていけばきちんと再生できるわけですから、そういう観点から分別解体をしていないという表現にしております。

○高橋委員

非常に誤解を招く表現ですよ。現場ではきちんとやっているのに、分別解体されていないという文書、私はどうなのかなというふうに思います。

もう一点、質問に答えられていないのですが、多く見られるというのは、どういうことなのか、もう一度お答えください。

○（生活環境）清水主幹

これは、産業廃棄物最終処分場に入ってくる量を見た限りは、建設廃材の割合が多いということで、多いという表現にしています。

○高橋委員

先ほどからずっと数字を出していただきました。この多くというのは、数字がないわけです。これについては、私はもう少し気をつけて表現していただきたかったと思います。この辺の議論をしていると時間がなくなりますので、話を進めますが、リサイクルの推進が若干何とか進んでいるのだというのはわかりましたけれども、3 点目には最終処分場の延命化というのがあります。抑制することによってということになっていますけれども、どういう効果があるのか、あったのか、この辺についてはどうですか、数値を持っていますか。

○（生活環境）清水主幹

産業廃棄物最終処分場の延命につきましては、平成 23 年度から、今まで多く投棄されております土砂を掘り返して、残土処分地に移送するということをやっております。量的に言いますと、23 年度で 1 万 1,000 立方メートル、24 年度で 1 万 7,800 立方メートルを掘り返して、残土処分地に持っていつている形となっております。

○高橋委員

それは前にも伺っていますので、建設木くずをリサイクルすることによって効果があるというふうに、要するに長期間確保することが可能であるという文書なのですよ。ですから、建設リサイクルで、では極端に言えば、どのぐらい確保できるのですかということになるのですけれども、この点はいかがですか。

○（生活環境）清水主幹

本年 8 月末現在ですけれども、木くずに関しましては 2,679 トンの搬入がございます。前年同時期の 8 月は 6,414 トンということで、約 58 パーセントの削減効果が見込まれております。

○高橋委員

毎年数量というのは変わっていますので、現時点でそれを持ち出されても確定した数字ではありませんし、果たして効果としては疑問がありますので、これは来年の決算でやらせていただきます。

最後に確認したいのですが、産業廃棄物の最終処分場の残容量が少なくなっているという認識を持っていますけれども、あとどのぐらい入るのか、何年もつのか、この辺をお願いしたいと思います。

○（生活環境）清水主幹

産業廃棄物につきましては、その時々を経済状況によって量が大きくばらつきがあるので正確には言えないのですが、本年 3 月末現在で残容量は約 17 万 7,000 立方メートルということで推定しております。

それで、昨年の廃棄物の量が 2 万 5,000 立方メートルですので、単純に割り返すと、あと 7 年ということで考えております。

○高橋委員

7 年ということですから、産業廃棄物は市の義務ではないというふうに思っていますので、環境部としては、この産業廃棄物最終処分場について、最終的にはどう考えるのか。いっぱいになってしまったら新しいところをつくるのか、やめてしまうのか、この辺の考え方はいかがですか。

○（生活環境）清水主幹

本来、産業廃棄物につきましては、排出事業者がみずから処理しなければならないことになっています。それは委員も御承知のことかと思っておりますけれども。ただ小樽市の特殊事情等もありまして、昭和 59 年に業界からの強い要請等もありまして、公設でつくったという経緯があります。今後につきましても、この法の考えを基に処分場の残余年数や民間の設置動向等を考慮しながら、関係業界と密に詰めていかなければならない案件かというふうには感じております。

○高橋委員

私の認識では、もう 7 年しかないという認識です。例えば民間にやってもらうにしても準備が必要なわけですから、設備投資、工事、費用そういうことを考えると、できるだけ早く方針を出さなければ、市としても、それから民間業者としても、出す排出業者としても非常に困る、混乱するということが考えられますので、いつごろをめどに検討されるのか、最後に聞いて終わりたいと思います。

○生活環境部長

今の答弁では、残余容量は単純に最近の搬入量からして 7 年ということで答弁をしたのですが、先ほど説明にもあったのですが、土を掘り返して、残土処分地というところにその土を盛って新たに埋立てのできる箇所を造成しているのですが、その作業をすることによって、もう少し、さらに延命化ができるのではないかとという要素もございます。そういったものをにらみながら今後のスケジュールについては、検討していきたいというふうに思っております。

○委員長

公明党の質疑を終結し、民主党・市民連合に移します。

○斎藤（博）委員

昨日の一般質問との関連で、何点が質問させていただきます。

◎ファミリーサポートセンター事業と病児・病後児保育の実施について

最初に、ファミリーサポートセンター事業と病児・病後児保育の実施についてお尋ねします。

昨日も答弁をもらっていますが、ファミリーサポートセンターでの病児の預かりの実態について、改めて御説明いただきたいと思います。

○（福祉）子育て支援課長

ファミリーサポートセンターでの病児の預かりの実績ですが、平成23年10月から開設し、現在25年7月までの統計をしておりますので、その期間で申し上げますと、利用件数の関係につきましては、利用料の一部助成を受けたケースが26件、それから全額負担をしているケースが94件、合わせて120件でございます。

また、利用実績の中で、預かり時間の平均については、利用料の一部助成を受けているケースが約7時間、全額負担のケースが約5時間となっております。同じく利用料の平均でありますけれども、一部助成を受けているケースの金額が4,300円、全額負担のケースが4,800円になってございます。

○斎藤（博）委員

この一部助成を受けている方と受けていない方に分けていただいているのですけれども、利用件数で言うと120件あったということですが、子供を預けに来ている保護者の預ける事情といたしますか、原因といたしますか、そういったものはどういうふうに押さえていますか。

○（福祉）子育て支援課長

ファミリーサポートセンターでの援助活動についてでございますが、ファミリーサポートセンターで業務を行っておりますコーディネーター等から状況については伺っておりますけれども、この病児の預かりを利用される場合、ほとんどの保護者の方が働いていて、子供が病気になった際に、この援助活動を利用しているというふうに聞いているところでございます。

○斎藤（博）委員

今の状態で言うと、多くの方が働いているという押さえだろうというふうに思います。そういった場合、普通に考えますと、子供が元気なときといたしますか、病気ではないときは、公立か民間かは別として、普通は保育所を利用しているというふうに理解してよろしいでしょうか。

○（福祉）子育て支援課長

特に利用会員に関しまして、保育所利用者かどうかという確認は行っておりませんが、これまで伺っている話の中からいたしますと、保育所利用者が多いものというふうに考えているところでございます。

○斎藤（博）委員

次に、昨日の答弁でも実現を目指していると言われている小樽市における病児・病後児保育で対象とする子供というのは、どういった子供を想定しているか聞かせてください。

○（福祉）子育て支援課長

病児・病後児保育ということで、これまでまとめて表現をさせていただいておりますけれども、病児につきましては、当面症状の急変というのは認められないけれども、病気の回復期にはまだ至らない、また、集団の保育が困難、そういう状態の児童ということで認識しております。

また、病後児でありますけれども、病気の回復期であり、かつ集団保育がまだ困難である児童というふうな子供の状況については認識しているところでございます。

○斎藤（博）委員

今、病児と病後児の子供の定義みたいなお話をいただいているわけですが、そういった場合、ファミリーサポートセンターで行っている病児の預かりというのは、どの部分を言っているのか聞かせてください。

○（福祉）子育て支援課長

ファミリーサポートセンターで病児に関するということで、預かりの実績等の話をさせていただきましたけれど

も、病児という表現をしておりますが、今、申し上げた病児・病後児の双方を含んでいるものということで理解をしております。

○斎藤（博）委員

先ほどの利用料の話では、助成を受けている方と受けていない方がいらっしゃるということですが、全額負担している人のことで議論させてもらおうと思うのですけれども、利用時間が5時間ぐらいということで、平均すると4,800円になっているのですが、先ほど来、聞いているようにファミリーサポートセンターの病児の預かりを利用している人というのは、基本的には働いている人だという話になりますね。ふだんは普通の保育所を利用している人が多いのではないですかというのと、それもそうですよねという話になっているわけであります。だけれども預かり時間は5時間というふうに考えると、一般質問でもお話ししましたが、もちろん勤務時間にはいろいろなパターンがありますので、全部が全部フルタイムで働いているかどうかという議論はありますけれども、やはり私は全額負担している人の利用時間が5時間で、利用料が平均すると4,800円という部分は、要するに使うのを自粛しているとか、自制しているといったように受け止められるのですが、その辺についてどういうふうに受け止められていらっしゃいますか。

○（福祉）子育て支援課長

先ほど答弁させていただいた、一部助成のケース、全額負担のケースということでは、平均時間等も5時間と7時間で違いがありますが、特にその点につきましては調査などを行っておりませんので、その部分については、ちょっと把握していないところでございます。

○斎藤（博）委員

ファミリーサポートセンターの利用者に対するアンケートなりを含めて実態をもうちょっと見てほしいと思います。例えば、全額を負担して、前から言っているように、普通の勤務時間の方だというふうに考えると大体9時間ぐらい利用すると考えないと仕事に支障があるわけです。そうすると、ファミリーサポートセンターで補助がなくて9時間預かると8,100円というのは、商業労政課で調べてもらっている市内賃金の実態調査などを考えても相当な金額だというふうに受け止めるのですね。それでいて一方で、これは小樽市ではないわけですが、厚生常任委員会や会派の視察で見えてきている一般的に展開されている病児・病後児保育の負担というのは、1日で9時間なりをお願いしていて大体2,500円前後になっているわけですから、8,100円と2,500円という5,500円ぐらいの差が出てきていると。これは制度がないことによって利用者の方が不利益を受けているのではないかとも思うのですけれども、その辺についてはどういう見解をお持ちですか。

○（福祉）子育て支援課長

今、両方の制度の関係で、その差の部分についての御指摘でございますが、病児・病後児につきましては、まだ小樽市では未実施でございまして、料金につきましても全国的にはこういう水準ではないかというお話でございます。ただ、ファミリーサポートセンターは、先ほど申し上げたとおり既に実施済みの事業でございまして、今おっしゃる前提で比較をするなら、やはりそれは差があるものというふうには認識いたしております。

○斎藤（博）委員

差というのは違いですから、もうけているか損しているかどちらかなのです。もし小樽市にそういう制度があった場合には、3,000円でも何ぼでもいいのですけれども、そういったことを考えると不利益ではないですかと。私も計算はできるので、差はあるのです。その差について、どういう受止め方をするのですかと聞いているのです。

また、利用時間についても、働いている時間の実態を押さえていないということなので、これから調べてもらいたいと思いますけれども、物すごく自制しているというふうに考えます。仮に制度があれば、朝から晩まで普通の勤務をしながら子供を預けられるのだけれども、やはり経済的な負担等を考えると自制しているのではないかと。

それから、制度がないことによって差があるように、多くの負担をしているのではないかと、この辺につい

でもう一度見解をお示しいただきたいと思います。

○（福祉）子育て支援課長

今、差があるということについての御指摘をいただきました。全体条件での答弁をさせていただいた内容でありますし、小樽市においては病児・病後児保育は、まだ未実施でございますけれども、本会議におきましても答弁をさせていただいておりますが、まだ幾つかの課題がありますので、こういった課題を検討して引き続き進めてまいりたい、そのような考え方でおります。

○斎藤（博）委員

昨日の一般質問の中でも、小樽市としては、病児・病後児保育制度については、実現を目指す立場に立っているとおっしゃっていると思いますが、改めてその辺について、小樽市の考え方を示していただきたいと思います。

○（福祉）子育て支援課長

これまでさせていただいた答弁の繰り返しになるかもしれませんが、今の私どもが考えている内容につきましては、市内での課題として、やはり小児科の医師が多くはない、少ないということがございますし、それからこの事業を実施する施設等、若しくはそういうスペースで行うということになるのですけれども、そうした面の手だてといたしますか、そうした施設の面、また新たにこうした施設をつくるとなると相応の財政負担を伴う、そういった面もございます。

それからまた、各自治体等で確かに実施状況がございますけれども、こうした運営に関して現在の国の補助金、そういったものがやはり低額の水準である、こういったことをいろいろ課題として認識しているところでございます。こういったことを認識しながら、その課題となる点の解決が図られるかどうかということをも具体的にこれから検討を進めてまいりたい、そのような考え方でございます。

○斎藤（博）委員

もともとの話というのは、御承知のように小樽市における公立保育所の役割をどうするのかという議論から始まったというのは、共通した理解だと思っています。公立保育所については、3か所ぐらいに集約していて、子育て支援の役割を持ってもらおうとか、いろいろ集約していくと。民間ができることは民間でやっていくと、そういった報告を受けて、年次計画をつくりながら保育所の統合をやったり、いろいろな事業展開を今はやっているわけなのです。そういった報告を受けてつくっている小樽市における計画の中で、病児・病後児保育の実現というのは、基本的に何年度までにやるつもりなのか、改めて計画されている年度についてお聞かせいただきたいと思います。

○（福祉）子育て支援課長

今、子育て支援等で持っている計画ですが、現時点では次世代育成推進行動計画がございます。前期、後期とございますけれども、現在は後期の年次でございます、その期間につきましては、平成22年度から26年度という計画期間ですので、この期間が今、委員がおっしゃられた年度に相当するものというふうに考えているところでございます。

○斎藤（博）委員

そういう意味では、まず病児・病後児保育については、いろいろな課題があるというのは、先ほど来というか、ずっと聞いているわけですが、改めてやはり平成26年度中には小樽市における病児・病後児保育の制度の確立という部分をもう一度約束していただきたいと思うのですけれども、いかがですか。

○福祉部長

先ほど来、子育て支援課長が答弁しておりますように、これまでいろいろな検討をしてきております。それで、計画期間は平成26年度までの中で位置づけられてはいますけれども、なかなか当初見えなかった課題とか、小樽の医師の状況のこととかが徐々に見えてきているところもございますので、今後、その病児・病後児保育のことについては、さらに検討を進めてまいりますけれども、どこかの時点では、もし行き詰まりが出てくるとかそういった

ことがあれば、何らかのまた考え方を改めるとか、現在のファミリーサポートセンターが当然ありますけれども、そちらで何か充実した対応をしていけるのかどうか、そういったさまざまな考え方をしながら、なるべく早いうちに、やはりその方向づけはしていきたいというふうに考えているところでございます。

○斎藤（博）委員

私も無理なことを言っていると言ったら聞くと怒られるかもしれませんが、平成26年度中に本当に小樽市内で病児・病後児保育制度が市内の医師の協力を得て実現できるのかという部分の課題について議論をしていったら、福祉部長や子育て支援課長が今おっしゃっているような課題の大変さというのは、理解しているつもりでいるのです。ただ一方で、今の状態というのは、どちらにもつかないで、結局、利用者の保護者が宙ぶらりんな状態になっていることがやはり一番の問題だし、喫緊の課題ではないかということで、今回一般質問で取り上げているのです。

そういう意味で、改めて市長に聞きたいのですが、制度は制度でそれぞれあるというのはわかっています。ただ、小樽市としては、病児・病後児保育を実現したいという立場に立っているし、そういう提言も受けていることは事実ですから、努力していることも否定はしないのです。ただ、課題の大変さは、もう十分にわかっています。そういった中で、頑張っているけれども今はないのですと言われると、今、子供を保育所に預けて働いていて、子供が病気になった保護者は、行き場がない中で、割高な、割高というか設定された料金ですけれども、ファミリーサポートセンターを利用せざるを得ない環境に置かれていると私は思っているのです。そういった現状に対して、小樽市はつくるつもりでいるのだというだけでは救われない部分がどうしてもあるのです。改めて少し実態を踏まえて、昨日一般質問で言っているファミリーサポートセンターが唯一小樽市内ではそういった困った人方を受けてくれている現実もあるわけですから、そこの活用を踏まえれば、助成についても、やはり予算だとかいろいろなことがあるのは十分にわかるのですけれども、やはり考えるべきだと思います。あと1年たったら病児・病後児保育ができるというならともかく、それが極めて難しい中で、この状態がずっといくのではないかと私は心配しているのです。その場合は、次善の策としてのファミリーサポートセンター利用者に対する何らかの手だてを考えていただきたいと思うのです。その辺について、昨日の一般質問と本日の予算特別委員会でのやりとりを聞いて、改めて市長としての見解をお示しいただけないかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○福祉部長

ただいま斎藤博行委員の御質問の中に、ファミリーサポートセンターで病児を受けざるを得ない状況というような御発言もあったのですが、ファミリーサポートセンターというのは、市長の再質問への答弁にもありましたけれども、そもそも健康な子供を預かるシステムが基本にはなっていますけれども、病気の子供を預かることも一つの目的としてあります。自治体によってそれを取り入れていない自治体もありますし、健康な子供を預かる仕組みと病気の子供を預かる仕組みを別なところに委託している自治体もありますけれども、小樽市はどちらかといいますと、このシステムの後発の自治体だったものですから、あわせた子供を預かるほうがいいだろうと。しかも1か所、同じところに委託をしたほうがいいだろうということで今のシステムを取り入れているところでございます。

料金の件については、ファミリーサポートセンターで病気の子供を預かる場合の料金的なものは、大体全国こうした金額で設定されております。これは、例えば自分の子供が風邪を引いたときに、急に風邪を引きましたということで職場に連絡が来ると。そうすると、その日はすぐに両親ともに休めないで、その日まず1日だけ子供をファミリーサポートセンターで預かってもらう。明日からは何とか仕事の調整はできそうだと、そういうことで初日からいきなり休みますとやはり職を失うような、そのような傾向が実際にあるということをよく聞いておりますので、そういったことは避けられるということで、ファミリーサポートセンターの成り立ちがあるわけでございます。それに対して病児・病後児保育というのは、平均的には2,500円程度で朝8時、9時ぐらいから夜の5時、6時ぐら

いまでは預かってもらえますけれども、それ以外の時間は基本的には預かれないという、やはり課題は多くございますので、今後、小樽市も、病児・病後児保育の可能性については、もう少し検討した上で、一定程度結論を出していきたいというふうに思います。

また、ファミリーサポートセンターの料金についてのさらなる助成の拡大については、本会議で市長が答弁した以上のことは、私からは申し上げることはございません。

○斎藤（博）委員

だから私は、市長に答えていただきたいと思っているのですが、一般質問で一応ああいふ答弁をされていて、それなりにやりとりをしているわけです。それで、言葉の意味だとかそういう部分は別としても、実態については共有しているだろうというふうに思うので、そうして時間だけが過ぎていく中では、やはり困ってファミリーサポートセンターを、極端に言うとも病児・病後児保育の議論がなくてファミリーサポートセンターだけが先行して出てきたら、市民税だとかいろいろな一部助成する議論の枠の中で、病児の扱いの助成の議論などをしたのです。ただ、あくまでも病児・病後児保育は病児・病後児保育でやるという前提だったものですから、その助成の部分については、低所得者といった人に限ってスタートしているわけです。ふたを開いてみたら２年も３年もたっている中で、福祉部長はいろいろ言ってくださっているけれども、現実的にはなかなか病児の部分については、手も開けない中では、向こうの経営もあるし契約もありますからファミリーサポートセンターの料金を下げろとは言わないのですが、その部分の助成について、時間がたってくる中で、やはり検討すべき時期に来ているのではないかと。その辺について市長としてはどういう考えなのか、お話しいただきたいと。福祉部長もこの間の市長答弁以上のことはできませんと言っているわけですから、改めて市長の考えをお聞かせいただきたいと思います。

○市長

私が本会議で答弁したとおりでございますので、その繰り返しの質問されても同じことになると思うのです。

私自身は、病児・病後児の保育ということについては、積極的に前向きにやりたいという考え方はあるわけでございます。ただし、答弁させていただいている課題にはさまざまなものがあり、そういう課題がある程度解決できるのであれば、それはもう明日にでもやりたいわけです。ですから、それを平成26年がどうだとかと言われても、それらの課題が解決できないときに、それはゴールさえできないわけですから、ですから課題が解決されたら、いつでも私はやりたいというふうに思っております。

それと、今のファミリーサポートセンターの話ですけれども、そもそもファミリーサポートセンターについては、これは私が積極的に前向きにすぐやるべきだということで、私が就任して半年後の10月からスタートしたわけでございます。ですから、今、斎藤博行委員がおっしゃっているような病児・病後児に対する問題、それから産み育てやすい子供たちの環境、そういったことについては、同じ意見でございますので、そういうことで、それを今、課題が解決できたら、すぐにでも病児・病後児保育ということはやっていきたいというふうに思っておりますので、その課題解決が一番だろうというふうに思っておりますので、御理解いただきたいというふうに思います。ですから、それができないからファミリーサポートセンターでやるのだという、そういうことはまたちょっと違ってきておりますので、御理解いただきたいというふうに思います。

○斎藤（博）委員

最後の部分だけが理解できないのです。実態に目をつぶっているというふうにしか聞こえないのです。無理して5時間で子供を連れに行っているとか、経済的な負担をしているという実態に目をつぶって何とか頑張っているのだからというふうに言うのは、私の目から見ると、どちらも言っていることは同じことを言っているのでしょうけれども、現実的な対応としては、困っている保護者については目をつぶっているというふうに言わざるを得ないのではないかなというふうには思います。そういうことだというふうに私は理解させていただきます。

（「私は違いますけれどもね」と呼ぶ者あり）

いや、それは違わないのだって。まあ、それはいいです。これはこれで大体わかりました。

◎北電の電気料金の値上げについて

次に、がらりと話題を変えまして、北電の電気料金の値上げについて伺います。

最初に、小樽市全部で、水道局や病院局など、いろいろなところがあると思うのですが、電気の購入については、どういった契約状態になっているか、また、契約の仕方についてお知らせいただきたいと思います。

○（財政）柴田主幹

市全体でということですので、私から答えさせていただきます。

本市の各施設の受電契約につきましては、大きく分けまして三つの形態をとっております。

まずは、北海道電力からの受電でありますけれども、これについては高圧で受電する高圧受電契約、これが自由化部門ということでの契約になります。

また、一般家庭と同じように低圧で受電する契約、これは規制部門での契約になります。

もう一つは、昨年11月から導入しておりますけれども、電力小売の自由化によりまして、電力供給契約の入札を行いまして、電力を販売する特定規模電気事業者と契約しているという契約形態の三つがあります。

○斎藤（博）委員

今、三つの契約の仕方をしているということですが、たくさんの単位で契約していると思うのですが、主なところでいいのですけれども、この三つの契約のパターンで、大口といいますか、何か所か、施設名などを聞かせていただきたいと思います。

○（財政）柴田主幹

それぞれの契約での主な施設でございますが、まずは北電からの受電でございます、高圧で受電している施設につきましては、この市庁舎本館・別館、青果市場、し尿処理場、中央下水終末処理場、小樽病院、医療センターなど、こういったところが高圧での受電になっております。

次に、特定規模電気事業者からの受電の供給契約をしているところにつきましては、現在46施設あります。主なものでは、水道局庁舎、教育委員会庁舎、水産市場、葬斎場、図書館、総合博物館、小・中学校のうち34校については、この契約をとっております。

これ以外が低圧規制部門での契約になっておりまして、小さな施設、保健所、勤労青少年ホーム、勤労女性センター、こういったあたりが低圧での受電という形をとっております。

○斎藤（博）委員

次に、昨年11月から新しい電気の買い方といったことを始めているとありますが、その辺について、もう少し詳しくお聞かせいただきたいと思います。どこから買っているのかなど、聞かせてください。

○（財政）契約管財課長

電力の自由化に伴いまして、特定電力の供給される民間業者が昨年から市の電力施設で参入できるかどうかという検討をした中で、準備期間を含めまして昨年11月から入札を始めて、参入できる状況になったので、昨年、北電とエネットという業者、そちらのほうと入札をしまして、エネットが落札した経過がございます。

○斎藤（博）委員

一番大きい意味では平成24年度決算になってくるのでしょうけれども、細かい数字があったら、少し先ほどの例で分けていただきたいのですが、まだ準備ができていなかったら大ざっぱでもいいのですけれども、小樽市役所全体の24年度、23年度の電気料は総額で幾らぐらいかかっていたものなのかをお知らせいただきたいと思います。

○（財政）柴田主幹

電気料の集計でございますが、企業会計の数字を今は持っておりませんので、一般会計と特別会計の合計ということで、答えさせていただきます。

平成23年度決算では、約 4 億3,900万円になります。24年度決算では約 4 億3,500万円、25年度予算では約 4 億2,000万円、こういった数字になります。

○斎藤（博）委員

本日答弁をいただけなかった部分というのは、後でお聞かせいただけるのですか。私が今日知りたいのは、小樽市の1年間の電気代が全部で幾らぐらいかかっていて、それが今回9月1日から北電が電気料金の値上げをやっていますので、その影響というのは、全体的にどのくらい生じてくるのかというのを知りたいのです。そのことについてお知らせいただきたいと思います。今、総額がわかれば一番よかったのですが。

○（財政）柴田主幹

今答弁した数字の中では企業会計の分、上下水道、病院、産廃の部分が抜けているので、後ほどこれを足した数字を伝えたいと思います。

○斎藤（博）委員

数字が抜けているのは、わかりました。ただ、私が知りたかったのは全部だったのですが、とりあえず今わかっている部分で、例えば4億3,900万円が、推計するしかないと思うのですが、北電の値上げについて、いろいろな契約の仕方とか、いろいろな使い方とか、いろいろあると思うので、きちんとした数字にならないという部分もあるかもしれませんけれども、どのぐらいの影響を予想されているのかを示していただきたいと思います。

○（財政）柴田主幹

北電の値上げによる影響についてですが、規制部門、低圧部門、一般家庭の部分については9月1日から値上げとなっております。

ただ自由化部門、高圧で受けている部分につきましては、施設ごとに契約期間が異なっていて、例えば平成26年3月末までの契約という施設も多くあります。この部分についての値上げにつきましては、契約の更新時まで同額でいくということで北電との協議もしておりまして、こういった施設については、影響が出ないことになっています。

また、先ほど出ておりました特定規模の電気事業者との契約につきましては、10月まででありまして、11月以降の契約につきましては、再度入札する予定としております。この部分については、契約額がまだ確定していませんので、いろいろな契約形態がある中で、影響を推計することは非常に難しいのですが、入札の部分についても、北電と同程度の値上げの率になったと仮定しまして、25年度予算ベースで今年度の影響額を推計すると、非常に大まかな数字にはなるのですが、全会計で約1,200万円程度の影響があるのではないかなというふうに見込んでおります。

○斎藤（博）委員

先ほど結果だけを聞かせていただいたら4億3,900万円が4億3,500万円とか、今年の予算でも4億2,000万円ということで、少しずつ少なくなっているのですが、その辺は節電の効果というふうに理解していいのか、もしそうであれば、どういった節電の努力をされているのか、お聞かせいただきたいと思います。

○（総務）総務課長

市としましての節電対策というのは、もうずっとやってきておりまして、その効果が出ているかというふうには思っておりますけれども、具体的な節電の取組ということで、おととしの泊原発の停止で需給が逼迫するという話があったときから、いろいろと細かいことですが、取組は進めてきたところでございます。一定程度の効果は出ているものというふうに思っております。

○斎藤（博）委員

この電気関係の最後ですが、どうしてこの問題を取り上げたかという、今、町会の街路灯の助成金の申請の時期なのです。私も昨年9月から本年8月分の申請を昨日しましたら、結構いろいろな方が集まってきていて、

値上げの分がどうなるのだろうねという話がありました。改めてお聞きしたいのですけれども、時間がちょっとずれていて、9 月から翌年 8 月と集計しているものですから、今年の分はまだ出ていないのかもしれませんが、いろいろな街路灯があらうかと思いますが、平成 23 年度と 24 年度、町会の街路灯の年間の電気料がどれくらいで、今回の電気料の引上げによって、どのくらいアップするのかということと、当然町会は総額をいったん負担して助成を受けている形をとっているわけですから、このままで行くと町会の持ち出しがその分増えることになるので、その辺について、どういった考え方に立っていらっしゃるか、まとめてお聞かせいただきたいと思います。

○（建設）庶務課長

町会等の団体の街路灯の防犯灯の助成の関係ですけれども、まず実績からお知らせしたいと思います。

平成 23 年度といいますのは、22 年 9 月から 23 年 8 月までの電気代に対しての助成という内訳になりますけれども、203 団体から電気料金の総額が 7,749 万 5,000 円になります。それに対して 4,690 万円を助成しております。助成率が 60.5 パーセントになります。24 年度につきましては、202 団体で 8,252 万 5,000 円の総額、助成額が 4,990 万円、こちらの助成率 60.5 パーセントになります。25 年度につきましては、先ほど委員おっしゃいましたように今、取りまとめ中でございまして、具体的な実績の数字は持っておりませんが、値上げ前ですので、おおむね昨年度と同程度かというふうに推察しております。

これを基にいたしまして、26 年度の電気料金の値上げ分の影響額について推計しましたので、お知らせしたいと思います。電灯料金はワット数によってそれぞれ値上げの率が違うので、大ざっぱですけれどもその辺も考慮いたしまして、26 年度の電気料金の町会で支払う総額は 8,886 万 3,000 円というふうに推定しております。

また、町会の電気料金に対する助成といいますのは、小樽市街路防犯灯組合連合会にまとめて小樽市から助成金を出して、そこから各町会に配分という形になっておりますが、街路防犯灯組合連合会との何年か前からの合意で、この 60 パーセントを助成することで合意をしておりますので、26 年度の電気料金の 60 パーセントを掛けますと 5,331 万 8,000 円になります。それで、予算の話になりますけれども、街路防犯灯組合連合会と 60 パーセントということで、そういう数字がございまして、この助成率を継続できるように、予算を確保できるように努力してまいりたいというふうに考えております。

○斎藤（博）委員

◎ I R 構想について

次に、I R 構想の関係について伺います。

今回 I R 構想について、いろいろ議論は聞かせていただいています。まだいろいろとわからない部分もたくさんあるという立場ですけれども、はっきりしている部分だけお聞きします。

二つあるのですけれども、一つは北海道に行くタイミング、時期の部分ですけれども、どうして定例会の真つ最中の 9 月 17 日になったのかという本当の事情、それをまず聞きたいというのが一つあります。

もう一つは、そういった中で、まだ現在 I R についての議論がいろいろ議会でも現在進行形だというふうに私は押さえておりますし、端的に言うと、この 20 万円の補助金のついている補正予算についても現在審議中です。そういった中で知事にお会いになろうとしているわけですから、当然議会意思が確定していない状況もあるのです。二つ聞きたいのは、どうしてこの時期なのだろうかという、それはほとんどの理由なのでしょうけれども、その場合は、議会への議論が現在進行形だというあたりをどのように踏まえながら知事とのお話をされるのか。これで 10 月 24 日というのは環境が少し違っているというのは、また理解しているつもりなので、定例会の最中に行くというあたりの議会との絡みについて、どういうふうにお考えなのかということも、あわせてお聞かせいただきたいというふうに思います。

○（産業港湾）観光振興室川嶋主幹

まず、1 点目にございました北海道知事への要望を 9 月 17 日に予定している件で、なぜこの日になったのかとい

うことでございますけれども、要望ということで、道の知事サイドと本市の協議会のメンバーとの調整で、本来は定例会の真っ最中というよりは少し早めで調整していたのですが、なかなか調整ができなかったという部分と、どうしても先ほど委員が言われました10月24日にサミットを開催するということがありまして、協議会が主催ですので、協議会としてもこのサミットにぜひ知事御本人に出ていただき、挨拶をいただきたいという部分で、あまり直前でのということもございましたので、その調整で9月17日ということで現在設定しているものであります。

○産業港湾部長

2点目の今、定例会開会中のこの時期に予算計上しておいて行くのはどうかということですが、今回の議案につきましては、団体に対する補助金ということで、地方自治法第232条の2に公共団体が寄附、補助できる場合というのがございまして、協議会の活動が公益上必要があるということで公共団体が認めた場合に補助できますとなっています。今回は、これに基づいて開催補助金、第8回創設サミットの20万円を計上したということが一つございます。

それから、北海道も同じ第232条の2を使いまして、地域づくり総合交付金を200万円ということで、もう既に支出になっていると思います。こういう中の時期ですが、道といたしましても、市といたしましても、公益上必要があるということで認めていて、同じ方向にベクトルが向いているものですから、この段階での要請というのは客観性を持った行動ということでございます。定例会の開会中ということでいくことが違法であるか否かですが、例えば中央行動などで港湾整備や整備新幹線の関係、国幹道など、いろいろそのときに予算計上していたり、次期定例会に予算がつくような場合でも、小樽市と商工会議所、議会等で行っておりますので、この時期に道に行くことに対しては、今、申した中央行動と同種の活動だと思いますので、特別違法ではないのではないかということで思っております。

○斎藤（博）委員

予算の部分については、今、部長のおっしゃっているとおりでして、それはそれで違うとかと言っているつもりではなくて、ただ御承知のように釧路市の場合は、昨年サミットを開いたときに釧路市の持ち出しはなかったというふうに聞いていますので、予算措置とか、予算が通ったという議論がないまま進んでいったというふうにも聞いていますので、ちょっと違うのかなと。要は、今、行くというのは、ちょうど過渡的な状態といいますか、予算計上することについてはいいのですけれども、特に一つの節目である予算特別委員会もまだ終わっていない中でいくことについては、どうしても一定意識してもらわなければだめだし、議会議論については現在進行形だという部分がありますので、その辺については十分に踏まえた形で行ってもらわないと、私ども議会側という意味ではどうでもいいのだというふうに言われるわけにもいきませんので、十分押さえておいてもらいたいという思いで聞いていますが、この辺についてはいかがですか。

○産業港湾部長

確におっしゃるとおりデリケートな時期なのかもしれませんが、実際に10月24日のサミット開催ということをしてらんでいまして、サミットを開催する、何に基づいてやるかといいますと、もともとは小樽国際観光リゾート推進協議会のつくりました小樽IR構想に基づいてサミットを行っていくわけですが、協議会の活動、今までのこのIR構想に基づいた検証や協議など、いろいろな活動がひとつ公益性があるという活動で考えておりましたので、議会と協議会という中で客観的な活動を行ったというふうには考えております。実際、こういう補助金とか寄附金の支出に対しても議会の御意思も、物の本によりますと客観性を持ってと書いてありますので、私どもとしては、タイミングとして今が一番客観性があるといいますか、この時期が、もう相当最後のほうかという認識の下での活動となったという次第です。

○委員長

民主党・市民連合の質疑を終結し、一新小樽に移します。

○吹田委員

◎受注業者からの寄附等について

まず、市内で公共事業をやっているのですけれども、それにかかわる受注業者からの寄附等についてということでお聞きしたいと思っています。まず、こういうものについて寄附行為を受けることのよしあしについての問題と、寄附を受ける方々は誰が最終的に受けるのかというものについて、何か聞いていますといろいろなどころがあるらしいということなので、それについて伺います。

また、寄附について、幾らから寄附を受けるとなっているのかということについてお聞きしたいと思います。

○（財政）契約管財課長

まず、受注業者から寄附を受けることの可否についてですが、受注業者からの市に対する寄附を受けることを禁止している規則等はありません。

寄附金につきましては、幾らからという規定もありませんので、極論を言えば1円でも10円でも寄附だと言われれば、それを受ける形になります。

基本的には、市長部局であれば市長に対しての寄附、特別会計であれば病院局や、学校教育であれば教育委員会という形で寄附の受ける形が変わってございます。

○吹田委員

市長部局ではないところで寄付を受けることもあるということですが、そうなりますと、どこで何を受けかについて、市全体がわからないということを言っているとも考えられるのですけれども、いかがですか。

○（財政）契約管財課長

寄附につきましては、まず寄附者の意向がありますので、その目的、対応する部署がそれぞれでございます。市長部局で言いますと、寄附者の意向に基づいて原部で寄附をいただきまして、寄附の報告なり、寄附をもらうという報告を契約管財課で受けていまして、契約管財課で事務的にまとめております。

○吹田委員

今の課長のお話というのは、病院局にしても、水道局にしましても、各部署で受けて、それ自体のというのは、何でもそうなのですが、受けたものについては契約管財課に情報が来るということを言っているのでしょうか。そうではなくて、別々に受けたら、そこで受けて終わる感じになっているのかと思っているのですが、いかがでしょうか。

○（財政）契約管財課長

市長部局に関しては、契約管財課で寄附の報告を受けていますが、先ほど言いましたように特別会計、病院局は病院局で終わらせております。教育委員会も学校も教育委員会で寄附をまとめております。

○（経営管理）管理課長

病院局の寄附につきましては、医療機器の寄附などを受ける場合がよくございます。そういったものにつきましては、病院局で受注いたしまして、病院局の財産といたしまして、財産登録等を行ってございます。

また、現金での寄附につきましては、現在は新市立病院の新築基金に対する寄附がございますが、これらにつきましては市長部局で管理しておりますので、病院局で受け取ったものにつきまして、金額も含めて契約管財課に報告しているところでございます。

○吹田委員

今回、たまたま私が学校給食センターの開所式に参加しましたら、そこで関連業者の方が代表して物を差し上げるということになったものですから、これについて、それは市に来たのだから寄附の関係かと思って問い合わせましたら、そういう要件になっていないという感じで私は受けたのですけれども、原課では、そもそもそういうのはも

らってそのままにしておこうと思って考えていたのかどうかと思うのですけれども、それはいかがでしょうか。

○（教育）学校給食センター副所長

給食センターで開設時に J V から工事の記念といたしまして、新給食センターで活用できる物品を寄附したいという申出がございました。これにつきましては、内部で相談の上、施設の衛生管理上、日常的に使用する洗濯機がふさわしいと判断しまして、J V 側に伝え、快諾をいただいたところでございます。こちらにつきましては、寄附の採納手続を行った上で備品として登録しております。

○吹田委員

私は、時間的なことを考えて、そもそもそれが終わった後で、たしか開所式に出た翌日に契約管財課に電話しまして、そういう話が来ているかということを知ったら、それについてはこちらではないという話があったので、これはそもそもがそういう形で対応することできなかったのかと思ってしまして、やはりこういう問題については、寄附を受けていいというのはそうかもしれません。ただし、関係業者が、その工事にかかわることで物をやりとりするというのは問題が起こることもあるから、そういうのを避けてもらいたいというのが国の考えだと私は考えているのですけれども、そういうものについての基本的な考え方は、小樽市の場合どうなっていますか。

○（財政）契約管財課長

先ほども答弁いたしました、工事の受注業者から寄附を受けないようにしようと、受けてはならない、そういうような規制は、国においても当市においてもございません。

○吹田委員

何でそんなことを言っているかという、逆に言えば、本当は工事発注者が受注した相手より強いというのが基本でございまして、そのときに何かを要求することがあるということが考えられるので、そういうことをしないよというのが基本だと思ってまして、今回のことについて、いつ申出があって、いつ誰がそういうのを内部で検討したのかと。恐らく最終的に、寄附を受けるかどうかという問題について内部で論議して決定して、そして物を決めて何とかしたと思っているのですけれども、この辺のところについてはどうなっていますか。

○（教育）学校給食センター副所長

J V 側からの寄附の申出につきましては、本年 1 月でございます。その後すぐに内部でその寄附のあり方について相談いたしまして、こちらを受けるということで J V 側に伝えたところでございます。

○吹田委員

聞きますと、これについては最初から用意しなければならない備品だったと。ということは、予算計上して初度調弁で用意しなければならないとなっているのです。寄附の申出があったということは、現品が来ない限りわからないという話も聞いたのですけれども、そういう中で、予算と物が来るということとの整合性は、どのようにとったのでしょうか。

○（教育）学校給食センター副所長

御指摘のとおり、当初は初度調弁費で洗濯機を用意する予定でございました。ただ、寄附の申出をいただいたのが 1 月であったことから、当初予算から外すという決定をいたしました。物が入る入らないにかかわらず、寄附をいただけるというありがたいお話をいただきましたので、その時点で予算から外すことにいたしました。

○吹田委員

ただ単に言葉の説明だけで受けていますので、私は疑り深いほうなもののだから、それはそういう話の中で、何かよこさないかという話になったかと、そうなったかもしれないです。ただ、これについては、業者からの申出があってこちらが受けましたということになっていますから、これなどは私がそれに立ち会ったわけでないから全くわからないと。

問題は、そういう中で私としては、こういう問題は、やはり業者の方々が小樽のためにいろいろな仕事をされて

いる、いろいろな仕事をさせていただいたから、そういう感謝の気持ちを持って何かというのなら、別の手段をとってもらった方がいいのではないかと思います。こういう何となく疑惑になるような、それは聞いた人のうち10人のうち8人ということはないかもしれませんが、10人のうちの1人はそう思ったかもしれないです。だから、そういう形のことは、なるべくやはり皆さん方だって、このようなことを今定例会の中でやっていること自体が私にしては想定外なのですけれども、だからそういうふうにならないようにそれなりのことを考えるのが、やっていた部署ではないのかと。私はそう思うのですけれども、どなたかこういうものについて、これからも業者から来たらそのままどんどん受けますからとやるのか。

それと、今までこういうのを考えますと、たまたま開所式に行ったからこういうことになったのです。私が出なかったら、何かもらったのでありがたいとございましたというようなのは、それについて表に正式に出る部分ではないと思っているのです。今まで過去において同様のことがありますかと聞いたら、契約管財課から平成17年にたった1件だけ何かありましたと言っているのですけれども、それ以外には全くないということです。全くなかったものが今回突然出たのかと、それもまた私は不思議な感じがしまして、そういう市民の市に対する期待の中では、こういう形のことにあまりやらない形でやっていただけるようなことをやはり皆さんに話していただいたほうがいいかなと思っているのですけれども、いかがでしょうか。

○（財政）契約管財課長

前に吹田委員に資料では1件しかないということで伝えていたのですが、それは10年間の間で建設工事における業者からの寄附は1件ということで報告させていただいたもので、中身が、内容が、今おっしゃる意味は、ちょっと違うのかとは思いました。

それで、受注業者から寄附を受けないほうがいいという委員のお考えですが、やはり寄附というものは、寄附者の善意、市政に貢献したいという一つの気持ちの表れだと思いますので、その辺、今後受注業者から寄附は受けないという方針というのは、なかなか考えづらいということは考えております。

○吹田委員

それについては考え方の相違であると思いますが、ただ私は、前から言っているように、今回のこういうものも含めて予算価格の95パーセントで落とすわけですから、私にすれば85パーセントで落としてももらったほうが小樽のためになると思っていて、だから私は2億円ぐらい損したと思っていますから、だからそういう形でそういうところにやはり業者は努力してもらいたいと思っていますので、この辺は考えてございますので、よろしくお願いしたいと思います。

◎土地開発公社の解散について

次に、土地開発公社の基本的な整理の関係ですけれども、これは一応、第三セクター等改革推進債についてのことでやろうとなったのですけれども、期間的には平成21年度から25年度までになっているのですけれども、なぜ今年がそうなのか、もっと早くやってもよかったと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○（財政）契約管財課長

土地開発公社の解散に伴って第三セクター等改革推進債、平成25年度までとなっておりますが、本会議で市長からも答弁いたしましたとおり、旧国鉄手宮線の売却が24年度に終了いたしましたので、その時点でほかの土地の将来的なことを考えましても、買戻し、事業化のめどが立たないということで、今回、今年度ぎりぎりですけれども、第三セクター等改革推進債を借り入れて公社を解散しようという決定をしたところでございます。

○吹田委員

まず一つ、前にもほかの会派の方が質問されていましたが、こういういろいろなものが残っているのですけれども、私は特に桂岡自然公園用地については、はっきりと雇用促進住宅の土地確保のためにそれに付随したということになっていると考えるのですけれども、そもそもあのような場所に雇用促進住宅を積極的に誘致しようと思った

のはどうしてなのかと考えているのです。そもそも雇用促進住宅というのは若い方々が住むところだから、もう少しまちの近くにやってもらってもよかったかと思うのだけれども、あそこにどうしてもそういう形でやらざるを得なかったというのは、これは何なのでしょうかね。

○（産業港湾）商業労政課長

何であそこにとということなのですからけれども、銭函・桂岡地域は、工業団地や商業・住宅地によって構成されている地域でありまして、企業誘致を進めることなどによって労働力の確保のための人口定着を図る重要な地域だと当時は位置づけられておりましたので、銭函にも雇用促進住宅がありますし、桂岡にも誘致を進めたものだと考えております。

○吹田委員

問題は、今回残ったものについていろいろと見ますと、そもそも簿価という、幾らで持っているのかという問題で、これは8,200万円ほどの金額で持っていらっしゃるということですからけれども、現在の時価でいくと470万円程度だと。ちょっと現場を確認したのですが、とてもそういう価値のあるところではないなと思っているのです。なぜこのような金額なのかと。ということは最終的にはどうなるかということ、土地の場合は、そのときに買ったというけれども、本来の土地の値段というのは、年数からすると必ず出てくるのです。私にすれば、あそこはそもそも使えない土地だと思って考えているのです。それを一応名目上は、自然公園用地だったという感じでやりまして、そして金額を、私にしては想像を絶する感じですから、そういう金額で買ってしまったというのは、何でそうなったのかなと思うのですが、こういうあたりはどういう形でこのような金額になったのか。また、それ以外の土地でも、手宮仲通街路用地についても金額的には40分の1ですから、これは道路用地だったものだからやむを得ない部分があると思うのだけれども、この桂岡については、そういう状況もないと思うのですけれども、何でこのようなことになってしまったのかと。それは、やはりそのときの人たちの責任ではないかと思って考えているのですけれども、いかがでしょうか。

○（産業港湾）商業労政課長

まず、8,200万円という金額についてですけれども、当時の市有財産等評価委員会の中で、この1点目の雇用促進住宅建設の額に対して市街地価格指数等の上昇率による時点修正等を行って出した金額だというふうに思っております。そういうもので金額については決まったものであります。

○吹田委員

これは、バブルで上がったというならよくわかるのだけれども、平成3年のころといたらそんなことはあり得ませんから、今からたった20年前ですから状況はわかりますので、私は何でこのような値段でしてしまったのかと。だから今も自治基本条例とかをやるのだけれども、こういうときにおかしな形にした人には責任をとってもらうのが普通でないかと思って考えています。特に私などは、最近この問題がわかったわけだから、私は今から時効が始まると、こう思っていますのでね。

だから、これあたりがもう少し内容を精査してやらなければ、市民が要らないお金を負担しなければならないということになるのではないかと考えているのですけれども、市では、第三セクター等改革推進債だって、国が出すのは利子の一部だけを出すと言っているのです。元本はみんなそちらで払ってくれという話なのです。だから、起債をすると何かすごくもうかったような気がするという状況では全くないと思うのですけれども、この辺についてはどのような感じで考えていますか。

○（財政）契約管財課長

取得当時の金額、また経過につきましては、残った資料でしか語れませんけれども、やはり取得当時の時代は社会的ニーズ又は必要性等を判断して、桂岡の土地を取得したものと考えておりますし、金額につきましても資料等はあまりないのですが、評価委員会にかけた中で、やはり公正な立場で金額を判断したものと、今となっては考え

ております。その中で現在に至っているわけですが、現在、我々が確かに今ある保有地、これがこのままでいたら、またさらに将来においても負担が増大していくということも考えまして、先ほど言いましたように三セク債がある中で、財政的に三セク債が得だということではないです。市の財政が厳しい中で、三セク債を利用して財政負担を軽減させていくしか支払方法がない中で、今年度において解散したいという判断に立ったところであります。

○吹田委員

今、桂岡自然公園の用地については、有効なものだと判断して買ったのだということではあるのですが、私は、先ほどから言っているように、つけ足しの感じで、そこは売るので、買って置かないと売らないよと言うからしようになく買ったと、こうなっていると考えるのですけれども、これが正しいのではないですか。

○（産業港湾）商業労政課長

先ほども答弁いたしましたけれども、銭函・桂岡地域というのは、人口定着を図る重要な地域というふうに位置づけられておりますので、そういった地域の環境、生活環境の整備という意味合いもございますし、先ほど申しました当時の町会やPTAからも、アスレチック施設のある自然公園として要望が上がっていたということもありましたので、そこを先行取得したということでございます。

○吹田委員

今そういう御答弁がありましたけれども、桂岡自然公園用地の、公園をつくるための計画をいつつくりましたか。

○（産業港湾）商業労政課長

計画をつくったかどうかについては、私は詳細を把握しておりません。

○吹田委員

公園の現在はどうですか、何か予定をつくっているのですか、公園をつくるための予定を。

○（産業港湾）商業労政課長

桂岡自然公園用地については、計画をつくってございません。

○吹田委員

ということは、一度もこのところについて具体的なことを考えない形でやっていらっしゃるということですよ。それなら最初から要らなかったということですよ。要るのであれば、また、どうしても地域の要望があるのだったら計画ぐらいは考えますよね。私はそう思うのですけれども、そうではないのでしょうか。

○市長

桂岡の土地のことではなくて、当時、日本の土地の上昇、いろいろな価格の状況で言うと、1980年代ぐらいから土地というのは年々上昇していくようなことが一般的だったわけでございます。ですから、本会議でも何度も答弁させていただいておりますように、当時、土地開発公社が、あるいは基金が土地を取得する市の事業の中で、あらかじめ先行取得するというのは、そういうことがあったのだと思うのです。

それで、私も長いこと銀行に勤務しておりましたが、銀行というのは金を融資するときに不動産を担保にして融資をすることは、もうよくある話でございます。それで、一般的な話をすると、大体100万円でも1億円もいいのですけれども、その土地、不動産に対して融資をするというのは、大体7掛けから8掛けぐらいですから、1億円の土地であれば7,000万円から8,000万円を融資するというのが普通なのです。ところが、今いろいろと御質問あるその年代のときには、銀行自体も今は1億円の時価だけれども、来年になったら1億2,000万円、その次の年には1億5,000万円になるという、こういうような見込みであるから、1億円の土地に1億円融資してもカバーできるという、こういうのが銀行を含めて、日本の世の中で一般的だったわけでございます。

ですから、そういった中で言うと、先ほどの御質問の中で言うと桂岡の土地というのは、将来そういった計画をつくるためには、あらかじめ先行取得しておく必要があるということで、そういう中で評価をされたのだというふうに思っておりますので、今ここへ来て当時のことをいろいろと議論されても、覆水盆に返らずではありませんけ

れども、もとに戻らないだろうというふうに思うのです。

それで、先ほど委員が御質問されたように、なぜ平成25年度なのか。このときに三セク債ということは、それは今、基金なり公社が買っていた土地の旧国鉄手宮線が24年度の事業の中で、今年度からいよいよ事業をスタートしていったわけですから、それらを含めて25年度に解散する、資金の整理をするということだというふうに思っておりますので、当時は不動産に対する認識というのが、日本全体がそういうような状況にあったということを理解していただきまして、今そこで当時のことをあまり議論されても決してプラスになることではないと思いますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

○吹田委員

1980年代であればそういうこともあります。

(「ですから、1980年代からずっとです」と呼ぶ者あり)

これは平成3年のときですから。

(「まだバブルなのですよ、そのころは」と呼ぶ者あり)

このときに小樽は、私にすればバブルなんていう状況にはなかったような気がします。

それと問題は、今回は一応この清算の中では、土地の金額がこれだけのもので現物で市のほうになったのですけれども、このあたりの評価がこれから下がった場合については、そのこのところについては、起債の関係との何か整合性はあるのでしょうか。

○(財政) 契約管財課長

これから土地の評価が下がるということですが、今定例会に提案されまして議決をいただきましたら、早急に土地を市に弁済いたします。その土地の土地相応額というものをこの2億4,100万円という金額にしております。市の土地になってから土地の値段が下がったというものは、それ以降の下がる部分については、全くこの起債の影響にはされません。というのは、代物弁済の額を確定させて債権放棄をさせていただく形の金額も決定しますので、あくまでも議決の段階で額が確定される形になっていくと考えております。

○財政部長

起債の額という御質問が吹田委員からあったのですけれども、起債の額はあくまでも公社に対して今年度6億何がしを貸しています。公社から返ってくるのは、現金しか返ってきません。土地は代物弁済だと。その差額ということで、単年度の財政負担が大きいということで、三セク債をそこに導入させていただいて、償還ということで年度間の負担を軽くする、そういうことで三セク債を借りるということなので、委員がおっしゃっている評価額と起債の関係というのは、直接はかかわるものではございません。

○吹田委員

そうしますと、市に戻ってきた土地の値段というのは、ここに表示されている値段で今後も簿価としてはそのままいくということになりますね。今後、例えば評価額が下がったからといって、その数字が変わるということではないと。今までも、取得額とか、簿価とかというのは、ずっと変わらないわけだから、今後は今回来た金額が、ずっとそのまま市の金額として持っているということになるのでしょうか。

○(財政) 契約管財課長

市の取得になった場合、市の財産台帳に財産として載ります。そのときの価格は、今の形であれば、取得時の価格を載せております。

(「時価ではないのですか」と呼ぶ者あり)

取得時です。

今の公社の土地は、来年度が取得時ですから、この額で財産台帳に載る形になります。

○吹田委員

取得というのは、ここに載っているものですか、最初のものですか。それとも、ここの時価評価額ですか、どちらですか。

○（財政）契約管財課長

時価評価額です。この表でいきますと、簿価というのはあくまで公社における土地の価格の観念でありまして、市は、簿価という観念はございません。あくまでも取得時の価格を載せております。

○吹田委員

私は、こういう形で開発公社の関係で、いろいろな部分があったということもわかっていますけれども、やはり最後に残ったものを見ると、何となく無駄な形になっていたのかなという、結果的に無駄だから残ってしまった、活用できなかったという状況かと思っておりますので、これについては、今後はこういうことが起きないことを願っているのですけれども、この辺のところ、今後の市の公共用地なり、さまざまなことでやるときには、この辺の配慮が必要かなと思います。

◎北照高校への補助金について

次に、北照高校に対して補助金が出されているのですけれども、これは補助金ですから、小樽の補助金というのは、実施して、その収支を明らかにして余裕があった場合は返すというやり方をするのですけれども、北照高校の補助金は、今回は 1 回戦で帰ってきましたので、私はそんなに大きな費用があつて何かということではないような気がするのです。これは小樽市の補助金ですよ。補助金というのは、基本的な考え方がありますから、その中では、そういう精算的なものについて確認をするのですか。

また、今までに、北照高校は何回も甲子園に行っていますが、そういうときの補助的な助成についても、その辺の精査をしていらっしゃるのかどうかと思っているのですがいかがですか。

○（総務）総務課長

北照高校の補助金のご関係でございますけれども、支出後、最終的に北照高校の後援会から収支報告書をいただきまして、その中で収支決算書をいただく形になっております。

○吹田委員

過去において収支で足りなかったとか、余ったというその辺のところを聞きたいと思うのですが、余裕があるなら補助金は要らないのですよね、その事業をやるために市が出す補助金というのは。精算した場合、100万円あつて50万円を使ったら50万円は返すというのが市の今の補助金のやり方ですから、そういうのについてはどうなっていますかということを聞いたのです。

○（総務）総務課長

あまり古いものと、ちょっと記録が残っていない部分がありますが、直近の夏の甲子園については、まだ事業報告は受けておりません。その前になりますと、今年の春の甲子園の収支になるのですけれども、その中では、最終的に後援会で積立金の繰入れをやっておりまして、予算額が250万円に対して、決算額が1,060万円ということで、積立金から1,000万円を入れて何とか帳尻を合わせているという、結局、赤字の会計になっているという状況になっております。

ですから小樽市は、春の甲子園のときも100万円出していますけれども、赤字だったと。夏についても、今回特にお盆の時期に行っているということで、飛行機代等が通常料金より高く大変だったという話を聞いていますので、ちょっと返していただくという状況にはないかというふうに思っておりますけれども、最終的には事業報告書を受けて、収支決算書を見た中で判断させていただきたいというふうに思います。

○吹田委員

何か春の甲子園のときは250万円しか寄附が集まらなかったと言っているのですね。

(「違うよ。きちんと」と呼ぶ者あり)

事業は全体の集まったお金に一部が補助金ですから、そうですね。

(発言する者あり)

あるときは、6,000万円ももらったという話をしているのです。これは間違いないですよ、何かの整備やなにかに使ったということです。だから、そういう面では私たちは、みんな応援するのは応援するけれども、これは市民の税金ですから、さまざまところに使わなければならないのです。欲しくても来ないところもあるのです、税金というのは、その補助金的なものが。だから、そういう面では、そこら辺のところもきちんと精査しながら必要なところに差し上げるというのが基本だと思うのです、差し上げるのではないですね、補助金は差し上げるものではないですけども、いかがですか。

○市長

私は、今回の後援会の会長を仰せつかっているものですから、会長としてお話しさせていただきますと、今、吹田委員の御質問の中で言うと、今、総務課長から申しましたけれども、赤字なのです。夏の大会については、まだ最終的な数字の報告をいただいております。明日、総会をやる予定になっておりますけれども、今、申し上げたように夏の大会がお盆の時期と重なってしまったものですから、宿泊や飛行機代が通常よりもかなり高いということを知っておりましたので、結果としてどうなるかはわかりませんが、赤字で決算をしております。では、赤字の分をどうしているかという、今までの過去の積立てとか、あるいは学校だとか、そういったところから補填しているということです。特に春の部分で言うと、同じように市が100万円補助したのですけれども、これについては決算的には赤字という状況になっておりますので、御理解いただきたいと思っております。

それからもう一つ、夏の甲子園というのは、春もそうでありますけれども、全国的に高校野球のファンがいる中で、やはり北照高校が、北海道小樽市から出場したということで、小樽のPRというのは、もうすごいPR効果があるだろうと思っておりますので、これをもし仮に金額に換算したら100万円どころではないだろうと、私はこのように考えておりますので、補助金として100万円を出すことについては決して、吹田委員も無駄とは言っておりませんが、大変な効果があるのではないかというふうに思っておりますので、御理解いただきたいというふうに思います。

○委員長

今、吹田委員の質問の中には、過去に6,000万円以上も集まったことがあって、会計としての収支が必ずしも補助金を出すような状況ではなかったときもあるのではないかということも含んだ質問だったように思いますが、過去の経過において、そういうことがあったのでしょうか。

○市長

実際に、過去の収支の数字については、今、私の手元に何もありませんからわかりませんが、例えば今、小樽中でいろいろな行事をやっております。潮まつりにしても、雪あかりの路にしても、いろいろな行事をやっている、やはり過去においては、経済的に企業収益や企業業績もよかったとか、いろいろな団体の状況の中でかなりの寄附が集まった時期があったというふうには聞いております。ただ現状のこういう足元の景気経済の状況の中で言うと、どこでも今イベントをやるための寄附集めにきゅうきゅうしている状況でございますので、過去のことはわかりませんが、少なくとも現状で言うと、なかなか委員がおっしゃるような寄附というのは集まらない状況にあるかというふうに思っておりますので、御理解いただきたいと思っております。

○吹田委員

どちらにしても、一生懸命頑張って努力される方々を応援するのはいいことだと思います。ただ小樽市の公のお金をどのように使ってもらおうかというのは、基本的には効果がどうだとか、何がどうだかというものと、またそれとは別の考え方もあると私は考えていまして、そういう中でやっていただきたいという感じはしております。

◎公共事業入札参加者数について

次に、公共事業の入札参加者についてですが、私は適正な競争をさせるためには、最低でも10社ぐらいの参加が必要だろうと思います。ただ言えることは、現在、小樽ではそれに対応できるような業者がないという感じだと考えているのです。国も適切な競争は同じメンバーで常にやってはだめだということを言っているのです。いいものを安くやっていただこうというのが市民の願いだと思っていますので、そういう面では、公共事業のやり方をこれからもう少し考えていかないとだめかなと。だから来年からは、やはり小樽市内で無理であれば、少し手を広げて、その中で最低でも10社ぐらいから見積りをとりながら競争していただいて、いいものを小樽につくっていただく、やっていただくと、こういうところが必要かと思うのですけれども、この辺について市長の考え方をぜひお聞かせ願いたいと思います。

○（財政）契約管財課長

競争性を保つためには10社以上が必要ということでございますが、私としては10社いれば競争性が保てるのかということは、そう考えてございませぬし、500万円以上の契約管財課で扱った入札でも、10社以上が参加した入札もかなりございます。確かにどうやって競争性を保って入札していくかということは大きな課題でございますが、現在、市外業者を入れるということに関しましては、小樽市の方針としまして、市内業者でできる事業につきましては市内業者を中心に考えております。その中で、今後、いかに競争性を発揮して入札ができるかというのは、これからの課題と考えております。

○吹田委員

私は、特に大きな工事、500万円の工事ならまだいいとしても、1億円とか、それ以上の大きな工事については、もっとしっかりと入札ができるように、そして10社ぐらいでやっていただくと、そういうのが必要かと思っています。私は、それをぜひお願いしたいと思いますので、御検討よろしくをお願いしたいと思います。

○委員長

一新小樽の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、本日はこれをもって散会いたします。